

人権教育の推進と啓発

自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる児童・生徒の育成
～人権課題「子供」への取組～



平成27年3月
調布市人権教育推進委員会
調布市教育委員会

目 次

I はじめに	1
--------------	---

調布市人権教育推進委員会委員長
調布市立第四中学校長 藤倉 正道

II 調布市の人権教育についての現状と課題	2
-----------------------------	---

III 平成26年度の調布市の取組

1 人権尊重の視点に立った研究実践 ～調布市立上ノ原小学校の実践より～	6
--	---

2 人権教育推進のための研修会の実施	8
--------------------------	---

3 調布市「いのちと心の教育」月間における市内各校の取組	11
------------------------------------	----

4 調布市立学校「人権週間」における市内各校の取組	14
---------------------------------	----

5 「人権教育ニュース」No65, 66, 67	18
--------------------------------	----

- (1) 教員の人権感覚の高揚
- (2) 情報モラル教育の推進
- (3) 各学校の人権教育に関わる効果的な取組

6 参考資料	25
--------------	----

- ・ 調布市教育委員会いじめ防止対策基本方針改訂版
- ・ 調布市教育委員会いじめ対策委員会設置要綱
- ・ 調布市教育委員会いじめ対策連絡協議会設置要領
- ・ 調布市いじめ撲滅のためのリーフレット

IV おわりに	38
---------------	----

調布市人権教育推進委員会副委員長
調布市立第一小学校長 江原 幸一
調布市立第三小学校長 辻 久恵

I はじめに

調布市人権教育推進委員会
委員長 藤 倉 正 道
(調布市立第四中学校長)

調布市教育委員会教育目標のひとつには、次のような子どもを育成すると明記されています。

学校教育では、調布市の子どもたちが徳・知・体の調和のとれた成長と、国際化、情報化の進展など、社会の変化に主体的に対応できる力をつけることを目指し、
○ 命の大切さを自覚し、人の尊厳を重んじ、互いの良さや違いを認め合うことのできる力を身に付けた子ども
(以下略)

東京都教育ビジョンでは「知・徳・体」という並びであるが、これを「徳・知・体」と変えているところに調布市教育委員会の強い意志が感じられます。そして、「徳」を育成するための方針として、次のように述べられています。

1 豊かな人間性を培い、規範意識を高める。

人権教育を推進し、子どもたち一人一人に人権尊重の理念を理解させるとともに、道德教育等を通し、人が生きていくために必要な、時代と地域を越えた普遍的な価値を身に付けさせる。

2 社会の変化に対応できる力を高める。

人権尊重の理念に基づき、自他との関わりを通し、子どもたち一人一人が道德教育を通して身に付けた普遍的な価値を自らの行動に結びつけようとする態度を養う。

(以下略)

このことは、人権教育を推進し、人権尊重の精神に基づいた正しい人権感覚を身に付けた子どもを育成することを強く求めています。

そこで、本委員会が設置され、人権教育に関わる課題や対応の協議、授業研究、人権教育推進校訪問、人権教育ニュースの作成・発行、人権教育指導資料の作成などに取り組んでいるということです。

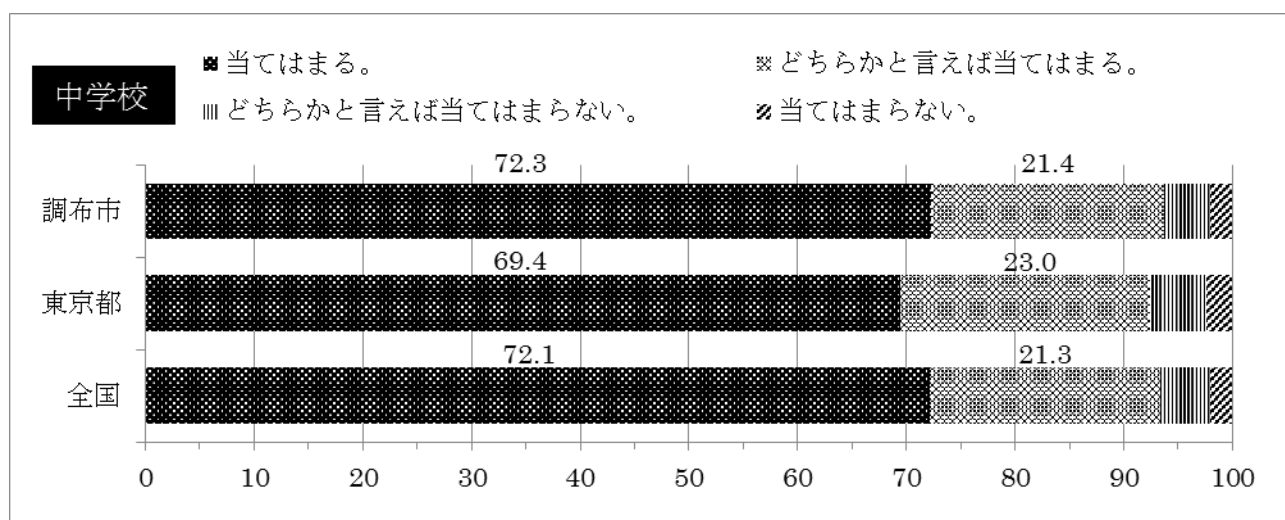
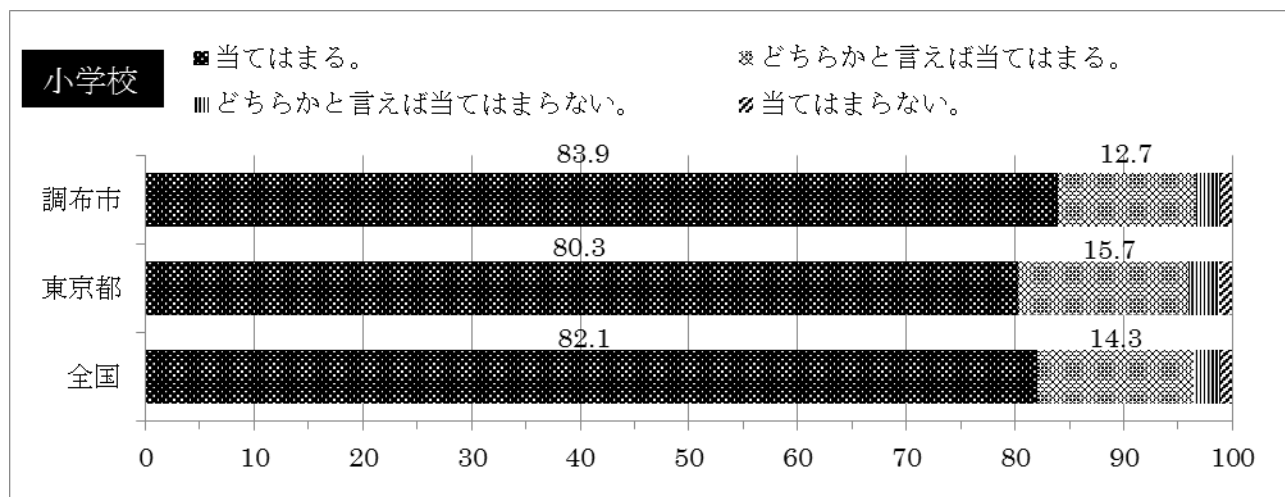
市内、各小中学校におかれましては、本指導資料を参照・活用し、教職員の人権意識の向上、人権教育の充実に生かしていただけるようお願いいたします。

II 調布市の人権教育における現状と課題

調布市は、平成17年4月に多摩地区で最初の子ども条例を制定し、その2年後には、「いじめや虐待のないまち」を宣言しました。そして、「生命をいつくしみ、人の尊厳を重んじる心を育てる。」を調布市教育委員会の基本方針1に掲げ、特に「徳育」の分野を重視して、「いじめ・偏見・差別をしない、させない人間の育成」に全力をあげて取り組んでいます。

【現状】

(1) いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか。

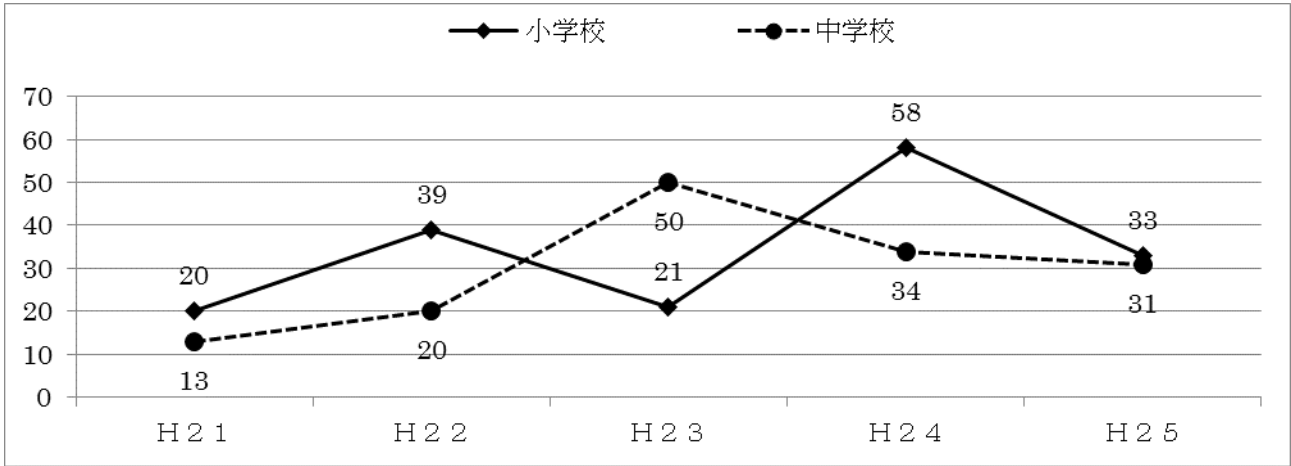


平成26年度全国学力・学習状況調査 児童・生徒質問紙調査の結果より
 児童(小学校第6学年), 生徒(中学校第3学年)

【結果①】

「いじめはどんな理由があってもいけないことだ」と思っている児童・生徒（「当てはまる」及び「どちらかと言えば当てはまる」と回答した児童・生徒）は、小学校では96.6%、中学校では93.7%で、小・中学校ともに、東京都及び全国の数値より上回っている。

(2) 調布市におけるいじめの認知件数

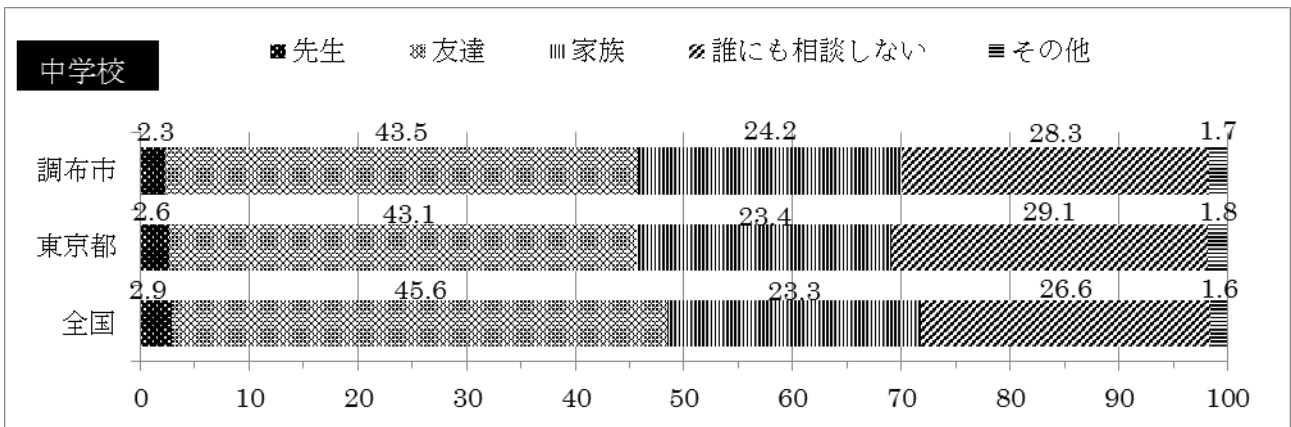
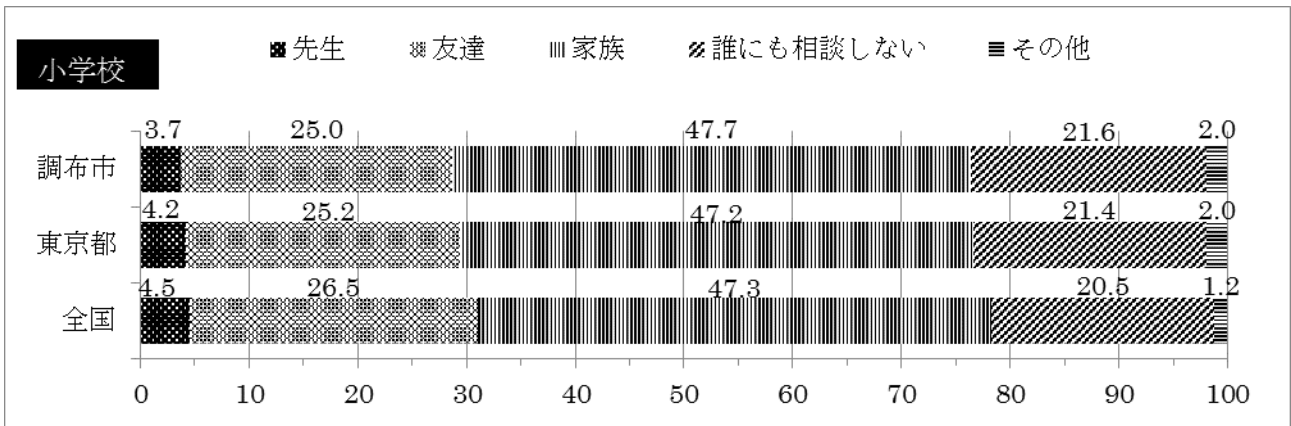


文科省 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の結果より

【結果②】

小・中学校とも、各年度において、認知件数にばらつきがあるが、平成25年度は、前年度より、小・中学校ともに減少している。(小学校においては、大幅に減少している。)

(3) 学校生活で、友達関係等何か悩みを抱えたら、誰に相談することが多いですか。

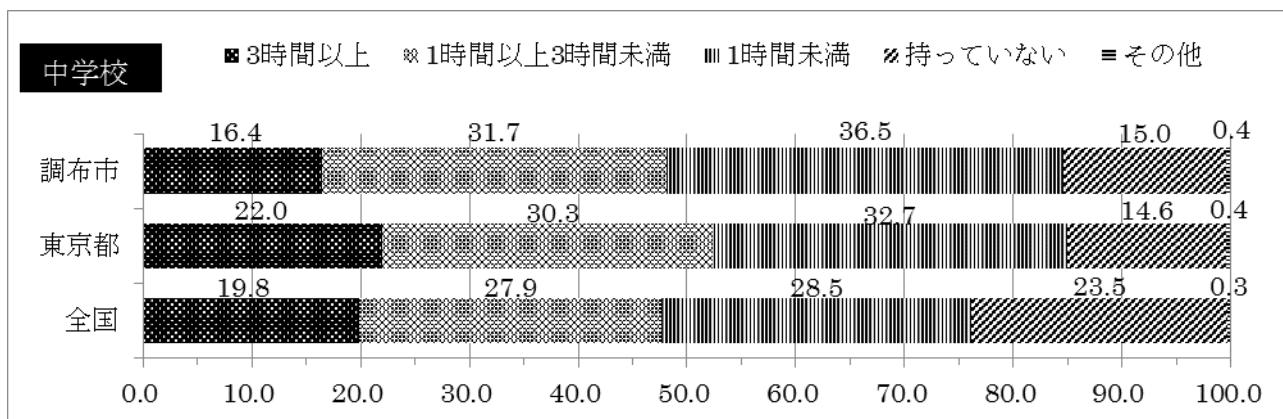
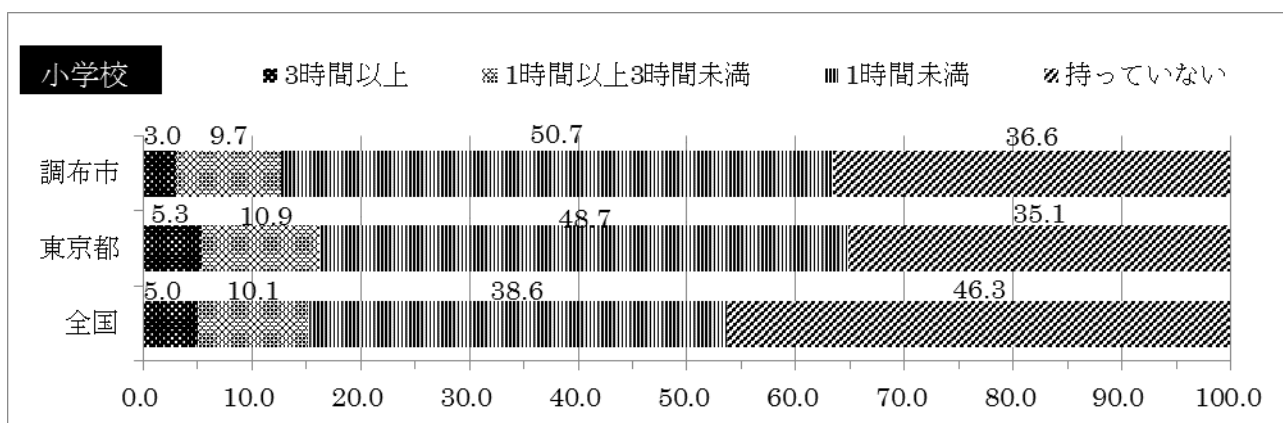


平成26年度全国学力・学習状況調査 児童・生徒質問紙調査の結果より
 児童(小学校第6学年), 生徒(中学校第3学年)

【結果③】

「学校生活で友達関係などの悩みを誰に相談することが多いか」については、小学校では「家族」の47.7%、中学校では「友達」の43.5%が一番高かった。また、「先生」は、小学校では3.7%、中学校では2.3%で低い値であった。さらに、「誰にも相談しない」は、小学校では東京都及び全国より高い数値であり、中学校では、全国より高い数値であった。

(4) 普段、1日あたりどれぐらいの時間、携帯電話やスマートフォンで通話やメール、インターネットをしますか。



平成26年度全国学力・学習状況調査 児童・生徒質問紙調査の結果より
 児童(小学校第6学年), 生徒(中学校第3学年)

【結果④】

「普段、1日あたりどれぐらいの時間、携帯電話やスマートフォンで通話やメール、インターネットをしますか」については、小学校では63.4%の児童が携帯電話やスマートフォンを持っていて、3%の児童が3時間以上使用している。また、中学校では85%の生徒が携帯電話やスマートフォンを持っていて16.4%の生徒が3時間以上使用している。学年が上がるにつれて、携帯電話やスマートフォンの使用率が増加している。

【課題●と今後の取組◇】

- 【結果①】より、調布市は、「いじめは、どんな理由があってもいけない」という考えをもっている児童・生徒が、全国及び東京都の平均より高い状況であるが、小・中学校ともいじめ撲滅に至っていない。
- 【結果②】より、平成25年度はいじめの認知件数は、前年度より、小・中学校とも少なくなり、各学校でのいじめの未然防止に向けての取組が成果をあげているが、いじめ撲滅に至っていない。



- ◇ 各学校は、いじめを見て見ぬふりをする児童・生徒（いじめの傍観者）をなくすために、いじめについて、児童・生徒自らが主体的に考え活動する取組を推進していく。そのために、**毎年12月の調布市立学校人権週間では、いじめに特化し、児童会・生徒会が中心となった取組（いじめ撲滅運動）**を行う。
- ◇ 各学校が組織的に、いじめの未然防止に取り組んでいく。そのために、各学校は、**「学校いじめ防止対策基本方針改訂版」を作成し**、全教職員の共通理解のもと、関係機関と連携し、意図的・計画的な取組を実施する。

- 【結果③】より、学校生活で悩みを抱えたとき、学校の先生に相談する児童・生徒が少ない状況である。また、誰にも相談しないでいる児童・生徒が多数いる状況である。



- ◇ 各学校は、年間を通じて、意図的・計画的に学校相談体制を充実させていく。そのために、毎年、**小学校第5学年及び中学校第1学年におけるスクールカウンセラーとの全員面接を実施**したり、教員は、**日頃から児童・生徒に対して、継続的な声かけ及びきめ細やかな支援を実施**したりして、児童・生徒との信頼関係の構築に努め、困ったことがあったらいつでも相談できる体制を構築していく。
- ◇ 各学校は、家族や友達から情報を収集する学校体制の構築を充実させていく。そのために、**学校いじめ相談窓口を設置**するとともに、保護者会及び学校便り等で、保護者・地域に向けて周知していく。また、定期的に**アンケート調査を実施**していく。

- 【結果④】より、小学校第6学年では約6割の児童、中学校第3学年では約8割の生徒が、携帯電話やスマートフォンを持っている。学年が上がるにつれて、携帯電話やスマートフォンの使用率が増加し、情報端末機器を利用したいじめ等のトラブルが発生する危険性がある。



- ◇ 各学校は、児童・生徒の実態や発達段階等を踏まえ、携帯電話やスマートフォンの安全かつ適切な使い方等を計画的・継続的に指導していく。そのために、**中学校においては、セーフティ教室で携帯電話やスマートフォンの安全かつ適切な使い方等を指導する情報モラル教育を実施**していく。また、小学校においては、学校の実態に応じて適宜実施していく。
- ◇ 各学校は、保護者会及び学校便り等で、携帯電話やスマートフォンの安全かつ適切な使い方等についての**保護者への啓発**を行っていく。

Ⅲ 平成26年度の調布市の取組

1 人権尊重の視点に立った研究実践 ～調布市立上ノ原小学校の実践より～

平成25・26年度東京都人権尊重教育推進校 調布市立上ノ原小学校

(1) 研究主題「わたしも大切 みんなも大切 認め合い」

本校の児童の実態及び教職員の願いを踏まえ、関わり合いを通して自他の価値に気付き、認め合うことができるような児童の育成を図りたいと考え、本研究主題を設定した。

(2) 主な研究内容及び研究方法等

【基礎研究に取り組む】

「自尊感情測定尺度（東京都版）」による、児童の実態調査や、全6回の授業研究及び研究協議会、講師による指導・助言を通して、成果と課題の共有化を図った。

授業研究を通して学んだこと

- 人権教育で大切なことは、「子供の人権感覚を高める」とことと「子供の人権を守る」ことである。特に小学校では「子供の人権感覚を高める」ことに重きを置く。
- そのために、授業での取組と授業以外での取組など全教育活動を通じて行う。また、教員の人権感覚の向上は大前提である。
- 人権教育で取り組む道徳や国語と、道徳や国語の研究とでは何が違うのかを考えると、広義でとらえると変わらない。本時のねらいが達成できたか、そのために講じた手だては有効であったかなどを協議会で討議するなど、各教科等の目標を達成させることが前提になる。違うところは、指導案に、人権教育の視点を明記し、本時のねらいを立てることである。
- 協議会の視点としては、「教科のねらいと人権教育の視点との関連」等にとすると、人権教育の研究授業としての協議が深まる。
- 授業づくりで気を付けることは、「人権教育全体計画」（平成25年度人権教育指導資料24ページ参照）の下から3段目にある「普遍」と「個別」欄を意識することである。授業者は、「今回の授業は、普遍的な視点からの取組に関わる授業なのか、個別的な視点からの取組に関わる授業なのか」を、明確に意識して授業づくりに臨むことが大切である。
- 東京都が示している10の人権諸課題について、小学校段階では、発達段階を考えると、「知識的側面」「価値的・態度的側面」「技能的側面」の中では、「価値的・態度的側面」のウエイトが大きくなる。10の課題を網羅して扱うのは困難があると考えられる。
- 人権諸課題の「子供」（個別的な視点からの取組）は、いじめや虐待が対象となる。例えば、道徳の研究授業で「子供」を取り上げた場合、価値項目が「思いやり」「友情」であるならば、普遍的な視点からの取組となる。指導案作成の際はその点に留意する。
- 子供が社会に現実としてある「偏見」や「差別意識」を知ることが大切である。授業の中で、人権諸課題について、子供たちに「どう思った？」と引き出すのではなく、「こんな差別や偏見が社会にある」という点に触れることが大切である。

【指導上の課題の明確化】

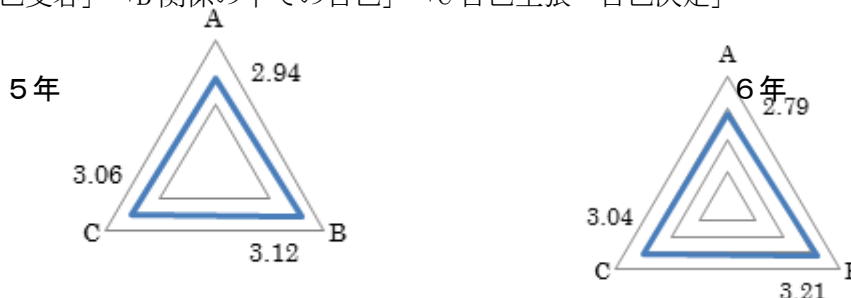
- ・ 児童の実態調査は、昨年度と今年度、5・6年生に実施し、今後の指導上の課題を明確にして共通理

解を図った。

自尊感情測定尺度

○ 自尊感情測定尺度（東京都版）自己評価シート・・・昨年度と今年度、5・6年生に実施した。全体的に数値は高いが、相対的に「A自己評価・自己受容」は低い傾向にある。昨年度と比較すると、数値上の大きな変化は見られていない。

「A自己評価・自己受容」「B関係の中での自己」「C自己主張・自己決定」



【今後の指導上の課題】

- ・ 自分のよさや個性を認識する場面や経験を増やし、ありのままの自分を受け入れられるようにすること。
- ・ 自己評価が高まるように褒めたり認めたりすることを増やし、自分の判断や行動に自信をもたせること。
- ・ 他者との比較ではなく、自分なりの目標の達成を目指すようにさせること。
- ・ 自尊感情や自己肯定感が低い児童を把握し、個別に支援していくこと。

【各種計画の見直し】

- ・ 組織的・計画的にすすめるために人権教育を通じて育てたい資質能力の実現に見合うよう人権教育の全体計画や年間指導計画をはじめ各種計画を見直し作成した。

【指導内容・方法の充実を図る】

- ・ 各教科等の単元の目標・内容を踏まえ「人権教育を通じて育てたい資質・能力（知識的側面、価値的・態度的側面、技能的側面）を明らかにした上で、人権教育の視点や人権教育に関わる留意点を設定し、指導の成果を上げることができるよう指導方法を工夫改善した。
- ・ 児童は本来学ぶ意欲や対象への興味・関心をもっているという肯定的児童観に立って、教える授業から考えさせる授業、協同的・参加的・体験的な授業への一層の転換を図った。

（3）今年度におけるこれまでの研究の成果や課題について

【成果】

- 教育活動全体を通して人権教育に取り組んだことにより、児童の課題は教師の指導の課題であるという教職員の意識が高まった。それに伴って、児童が、授業や日常の中で、友達の気持ちを察した言動をする場面が増える等、自分も友達も大切にしようとする姿がより見られるようになった。
- 人権教育の全体計画を見直し、人権課題に関わる年間計画を作成することで、特に、人権課題「子供」「障害者」等を取り上げた指導において、道徳や他教科との関連性や系統性を共通理解し、計画的に指導することができた。

【課題】

- 今年度の授業研究による成果と課題を踏まえながら授業改善や年間計画の再検討を図り、児童の人権意識や他者理解を更に深め、実際の行動に結び付けられるようにすることが課題である。

2 人権教育推進のための研修会の実施について

(1) 平成26年度東京都教育委員会人権教育推進協議会

- 主催 東京都教育委員会
- 目的 人権課題についての正しい理解と認識を深め、人権教育の内容や方法について研究・協議を行うことにより、学校における人権教育の推進を図る。
- 日時 ①校長対象
平成26年5月12日・5月15日・5月23日・5月27日（4回）の日程から1日を選択し全員参加済
②副校長対象
平成26年6月10日、6月20日、6月26日、6月30日（4回）の日程から1日を選択し全員参加済
③主幹教諭・指導教諭・主任教諭・教諭
平成26年10月7日、10月16日、10月21日、10月27日（4回）の日程から1日を選択し全員参加済
④進路指導主任（中学校）
平成26年6月2日に全員参加
- 場所 国立オリンピック記念青少年総合センター
東京都多摩社会教育会館
新宿文化センター
- 対象 校長、副校長、主幹教諭、指導教諭
主任教諭・教諭、進路指導主任(中学校)
- 内容 「学校における人権教育の推進」小林福太郎（東京女子体育大）
「学校教育における人権教育の推進」平沢保治（国立ハンセン病資料館）
「ダウン症の娘とともに生きて」金澤泰子 他

(2) 平成26年度調布市人権教育推進委員会

- 主催 調布市教育委員会指導室
- 目的 市立小・中学校の人権教育にかかわる課題を明らかにし、その対応について協議するとともに、指導資料を作成する。
- 日時 平成26年5月12日、6月16日、9月1日、10月23日以上幹事会
11月27日（上ノ原小学校授業研究・公開）
- 対象 （人権幹事会委員）
小・中学校長3名、小・中学校副校長2名、小・中学校主幹教諭3名
（人権教育推進委員）
各小・中学校教員28名
- 内容 ① 全体会では、担当副校長の進行により、各校の情報交換及び人権尊重を視点とした授業研究、協議等を行う。年4回の幹事会では、人権教育ニュース及び指導資料の編集等を行う。
② 平成25・26年度は上ノ原小学校が東京都人権尊重教育推進校として、調布市・東京都における推進校の役割を担い、平成26年11月27日に公開授業研究、協議会を行う。
- 講師 東京都教育庁指導部人権班及び東京都教職員研修センターが招聘する講師

(3) 平成26年度東京都教職員研修センター夏季研修

- 研修会名 夏季体罰防止研修会
- 日 時 平成26年8月4日(月) 13:30~17:00
- 場 所 東京都教職員研修センター
- 対 象 各校から1名以上の出席者を要請している
- 内 容 東京都教育委員会における体罰防止に向けた取組を知るとともに、事例演習を通して体罰根絶に向けた取組方法を理解し、組織的な取組についての意識を高める。
- 講 師 日本アンガーマネジメント協会

(4) 平成26年度調布市立小・中学校における各校の取組状況

- 研修会について
 - ①全校で実施
 - ②内容例
 - ア 人権教育プログラム(学校教育編)を使用した研修(教職員の人権感覚の高揚等)
 - イ 児童虐待防止セット(東京都教育委員会)を使用した研修会
 - ウ 東京都教職員研修センター指導主事等による教職員の人権感覚高揚に向けた取組
 - エ 研究授業及び協議会の実施
- 調布市いのちと心の教育月間の取組
- 調布市立学校人権週間(12月1日~5日)における取組
- 服務事故防止月間の取組(年2回)
- ふれあい月間におけるいじめ調査(年3回)
- 体罰調査(年1回)

(5) 平成26年度調布市人権教育推進委員会の取組

- 第1回 人権教育推進委員会
 - 日時 平成26年6月16日(月) 午後3時~
 - 場所 調布師教育会館研修室301
 - 内容
 - ア 調布市教育委員会における人権教育の基本方針及び取組の概要について
調布師教育委員会 指導主事 江原 光紀
 - イ 講義「調布市における人権教育の推進について」
調布師教育委員会 指導主事 江原 光紀
- ① 調布市が目指す人権教育について
 - ・人権尊重の理念「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めること」
 - ・平成26年度の調布市人権推進委員会のテーマ『人権課題「子供」の取組』
- ② 人権プログラムの活用について
 - ・さまざまな人権課題(女性、子供、高齢者、障害者、同和問題など)に関わる差別意識の解消を目指す。
- ③ 学校における人権教育の推進について
 - ・学校いじめ防止対策基本方針の理解
 - ・児童生徒による主体的な取組(未然防止)
 - ・SCによる全員面接(早期発見)
 - ・学校いじめ対策委員会の設置(早期対応)

○第2回 人権教育推進委員会 (台風により中止のため実施予定のみ)

日時 平成26年10月6日(月) 午後1時25分～

場所 調布市立緑ヶ丘小学校

内容

ア 人権尊重教育の視点からの授業参観

授業者 調布市立緑ヶ丘小学校 滋野 卓也 主幹教諭

学級活動 内容 (1) 学級や学校の生活づくりの「学級や学校における生活上の諸問題の解決」に関する事

イ 研究協議会

ウ 指導・講評

講師 東京都多摩教育事務所指導課 指導主事 諏訪 伊都子 先生

○第3回 人権教育推進委員会

人権尊重教育推進校の研究・実践等に関する第10ブロック連絡会

日時 平成26年11月27日(木) 午後1時45分～

場所 調布市立上ノ原小学校

内容 平成25・26年度東京都教育委員会人権尊重教育推進校
研究発表会への参加

ア 公開授業

授業者 調布市立上ノ原小学校全学年全クラス担任

道徳・国語・総合的な学習の時間

イ 研究発表

ウ 指導・講評・指導のまとめ

エ 講演

演題 「児童の自尊感情を高めるために」

講師 明星大学教育学部講師・元八王子市立第三小学校

校長 岩木 晃範 先生

○第4回 人権教育推進委員会

日時 平成26年12月17日(水) 午後1時45分～

場所 武蔵野市立第五中学校

内容 平成26・27年度東京都養育委員会人権尊重教育推進校
中間発表会への参加

ア 公開授業

授業者 武蔵野市立第五中学校 前田 義徳 教諭

第1学年 英語

イ 研究協議および指導・講評

ウ 各市からの人権教育推進の報告および協議

3 調布市「いのちと心の教育」月間における市内各校の取組

(1) ねらい

調布市立小・中学校では、平成24年12月20日の事故を風化させない取組として、自他の生命（いのち）を大切にすること、一人一人の違いを認め合う道徳の授業の充実を図ること、児童・生徒が食物アレルギーについて正しく理解し、食物アレルギーのある児童・生徒も他の児童・生徒と同じように給食の時間を楽しく過ごすこと等ができるよう、心豊かな教育活動を展開し、推進することに努める。

(2) 今年度の取組に対する留意事項

- 公開授業として位置付けるため、実施日を明確にする。
- 校長講話を行う。
- 「生命尊重」を扱った道徳の授業や、「食物アレルギー」を扱った特別活動の授業等を実施する。

(3) 市内各小・中学校の取組

学校名	実施日	実施時刻	主な実施内容
第一小	12月19日(金)	8:25～8:40 9:35～10:20	・「いのちと心」に関する校長講話 ・「生命尊重」を扱った道徳の授業(全学級)
第二小	12月18日(木)	12:45～13:00 13:40～14:25	・「いのちと心」に関する校長講話 ・「食物アレルギー」を扱った特別活動の授業(全学級)
第三小	12月8日(月)	8:25～8:40 8:50～12:20	・「いのちと心」に関する校長講話 ・「生命尊重」を扱った道徳の授業(全学級)
八雲台小	12月17日(水)	8:30～8:40 8:40～9:00 9:35～12:15	・「いのちと心」に関する校長講話 ・「食物アレルギー」に関するお話 ・「生命尊重」を扱った道徳の授業(全学級)
富士見台小	12月19日(金)	8:30～8:45 8:55～9:40	・「いのちと心」に関する校長講話 ・「食物アレルギー」を扱った特別活動の授業(全学級)
滝坂小	12月19日(金)	8:30～8:40 9:35～10:20	・「いのちと心」に関する校長講話 ・「生命尊重」を扱った道徳の授業, 又は「食物アレルギー」を扱った特別活動の授業(全学級)
深大寺小	12月19日(金)	13:45～14:15 14:15～14:30	・「食物アレルギー」に関する紙芝居と寸劇(全学級) ・「いのちと心」に関する校長講話
上ノ原小	12月1日(月)	8:30～8:45 9:35～10:20	・「いのちと心」に関する校長講話 ・「生命尊重」を扱った道徳の授業, 又は「食物アレルギー」を扱った特別活動の授業(全学級)
石原小	12月22日(月)	8:30～8:45	・「いのちと心」に関する校長講話(テレビ放送)

		8:45～ 9:00 9:00～ 9:30	<ul style="list-style-type: none"> ・「食」に関するビデオ放映（テレビ放送） ・「食」に関する特別活動の授業（全学級）
若葉小	12月18日(木)	8:30～ 8:45 8:45～ 9:30	<ul style="list-style-type: none"> ・「生命尊重」に関する校長講話 ・「食物アレルギーの正しい理解」に関する特別活動の授業（全学級）
緑ヶ丘小	12月19日(金)	8:35～ 8:45 8:45～ 8:55 9:00～ 9:20	<ul style="list-style-type: none"> ・保健委員会による「食物アレルギー」に関する発表 ・「いのちと心」に関する校長講話 ・「食物アレルギー」を扱った特別活動の授業（全学級）
染地小	12月16日(火)	8:25～ 8:35 8:40～10:15	<ul style="list-style-type: none"> ・「いのちと心」に関する校長講話 ・「生命尊重」を扱った道徳の授業（全学級）
北ノ台小	12月15日(月)	8:25～ 8:35 8:45～ 9:30	<ul style="list-style-type: none"> ・「いのちと心」に関する校長講話 ・「生命尊重」を扱った道徳の授業，又は「食物アレルギー」を扱った特別活動の授業（全学級）
多摩川小	12月15日(月)	8:20～ 8:35 8:40～ 9:25	<ul style="list-style-type: none"> ・「いのちと心」に関する校長講話 ・「生命尊重」を扱った道徳の授業，又は「食物アレルギー」を扱った特別活動の授業（全学級）
杉森小	12月19日(金)	10:05～10:20 10:40～11:25	<ul style="list-style-type: none"> ・「いのちと心」に関する校長講話 ・「いのちと心」に関する道徳の授業又は，特別活動の授業（全学級）
飛田給小	12月22日(月)	8:30～ 8:45 8:50～ 9:35	<ul style="list-style-type: none"> ・「食物アレルギー」に関する校長講話 ・「食育」を扱った特別活動の授業（全学級）
柏野小	12月 8日(月)	8:25～ 8:45 10:35～11:20	<ul style="list-style-type: none"> ・「いのちと心」に関する校長講話 ・「生命尊重」を扱った道徳の授業（全学級）
国領小	12月 8日(月)	8:25～ 8:35 8:45～10:20	<ul style="list-style-type: none"> ・「大切な命」に関する校長講話 ・「生命尊重」を扱った道徳の授業，又は「食物アレルギーの理解」についての特別活動の授業（全学級）
布田小	12月 1日(月)	8:25～ 8:35 8:35～ 9:10	<ul style="list-style-type: none"> ・「いのちと心」に関する校長講話 ・「食物アレルギー」についての特別活動の授業(全学級)
調和小	12月 1日(月) 12月 2日(火) 1, 3年 12月 4日(木) 6年 12月16日(火) 2年	8:25～ 8:40 8:45～14:20 14:25～15:10 9:35～14:20 9:35～12:15	<ul style="list-style-type: none"> ・「いのちと心」に関する校長講話 ・「食物アレルギー」又は「いのちの大切さ」を扱った特別活動の授業，又は総合的な学習の時間の授業(全学級)

調布中	12月1日(月)	8:30～8:40 8:40～15:20	<ul style="list-style-type: none"> ・「いのちと心」に関する校長講話 ・「いのち大切さ」についての道徳の授業(全学級)
神代中	12月1日(月) 12月8日(月)	8:30～8:45 8:55～9:45	<ul style="list-style-type: none"> ・「生命尊重といじめ防止」に関する校長講話 ・「生命尊重」を扱った道徳の授業(全学級)
第三中	12月8日(月) 12月10日(水)	8:30～8:45 9:35～10:20	<ul style="list-style-type: none"> ・「いのちと心」に関する校長講話 ・「生命尊重」を扱った道徳の授業(全学級)
第四中	12月15日(月)	8:30～8:40 14:30～15:20	<ul style="list-style-type: none"> ・「いのちの大切さ」に関する校長講話 ・「生命尊重」を扱った道徳の授業(全学級)
第五中	12月8日(月)	8:30～8:45 8:50～9:40	<ul style="list-style-type: none"> ・「いのちと心」に関する校長講話 ・「いじめと生命尊重」を扱った道徳の授業、又は特別活動の授業(全学級)
第六中	12月1日(月)	8:25～8:40 8:45～9:35	<ul style="list-style-type: none"> ・「大切な命」についての校長講話 ・「生命尊重」を扱った道徳の授業(全学級)
第七中	12月1日(月)	8:30～8:40 8:50～9:40	<ul style="list-style-type: none"> ・「いのち」に関する校長講話 ・「生命尊重」を扱った道徳の授業(全学級)
第八中	12月1日(月)	8:30～8:45 8:45～9:35	<ul style="list-style-type: none"> ・「生命尊重」に関する校長講話 ・「生命尊重」を扱った道徳の授業(全学級)

【富士見台小の取組】

① 校長先生の講話



食物アレルギーを扱った「いのちと心」の校長先生の講話です。

校長先生からは、児童の書いた詩や金子みすずの詩を題材にして「一人一人はみんな違って、みんなよさをもっていますよ。」というお話がありました。

② 食物アレルギーを扱った各学級の授業



体育館での講話の後に、各学級で食物アレルギーを扱った授業を行いました。

児童からは、「食物アレルギーのことが分かりました。」「みんなで理解しあうことが大切だと思いました。」という感想が聞かれました。

4 調布市立学校「人権週間」における市内各校の取組

国際連合は、1950年（昭和25年）12月4日の第5回総会において、世界人権宣言が採択された日である12月10日を「人権デー」と定め、すべての加盟国及び関係機関がこの日を祝賀する日として、人権活動を推進するための諸行事を行うよう要請する決議を採択した。

我が国においては、法務省と全国人権擁護委員連合会の同宣言が採択されたことを記念して、1949年（昭和24年）から、毎年12月10日を最終日とする1週間（12月4日から同月10日まで）を、「人権週間」と定めており、人権尊重思想の普及高揚を図るため啓発活動を行っている。

そこで、調布市では、今年度、12月1日（月）～5日（金）を「調布市立学校人権週間」と位置付け、下記の留意事項を踏まえ、各校の実態に応じた取組を実施した。

（1）今年度の取組に対する留意事項

○原則、人権週間に合わせて取組を実施する。

○いじめの未然防止に関する内容について、児童・生徒の主体的な取組（児童会・生徒会等を活用）として実施する。

（2）市内各小・中学校の取組

学校名	実施日	実施時刻	主な実施内容
第一小	12月9日(火)	12:55～13:35	・「いじめ撲滅縦割りフレンズタイム」 縦割り班によるレクリエーション活動の中での発表
第二小	12月1日(月)	8:30～ 8:45	・いじめ撲滅集会 いじめ撲滅スローガン発表
第三小	12月1日(月)	8:25～ 8:40	・人権集会 5・6年代表児童による標語の紹介、意見の表明
八雲台小	12月1日(月)	8:25～ 8:40 8:50～ 9:00	・児童朝会の校長講話でいじめ未然防止の啓発 ・児童会で考えたいじめ防止スローガンの発表 ・いじめアンケートの実施
富士見台小	12月1日(月) ～ 12月5日(金)	給食時間	・代表委員会が中心となり、いじめをなくす標語を考え、各クラスに伝えて、いじめをしないようにアピールする。 ・各クラスにいじめ防止ポスターの掲示
滝坂小	12月1日(月) 12月1日(月) ～ 12月5日(金)	8:30～ 8:40 7:50～ 8:15 給食中 授業の中で	・校長講話「いじめをなくすために」 ・代表委員によるあいさつ運動 いじめのない学校づくり呼びかけ運動 ・通常級とわかくさ学級との交流給食 ・各クラスによるいじめ未然防止に関する授業
深大寺小	12月1日(月)	8:30～ 8:45	・月曜朝会において、いじめについてクラスの全員が意識を高めることを呼びかける。

上ノ原小	12月18日(木)	8:30～ 8:45	<ul style="list-style-type: none"> いじめ撲滅集会 各学年代表者によるいじめ防止スローガン発表
石原小	12月1日(月)	8:25～ 8:35	<ul style="list-style-type: none"> いじめ撲滅スローガン発表会 児童会で考えたいじめ防止スローガンの発表
若葉小	11月28日(金)	12:15～13:35	<ul style="list-style-type: none"> 交流給食及び縦割り班遊び 上学年の児童から下学年の児童に、「いじめはいけない」ということを伝える。
	12月1日(月)	8:30～ 8:45	<ul style="list-style-type: none"> 「人権教育」に関する校長講話
緑ヶ丘小	12月1日(月) ～ 12月5日(金)		<ul style="list-style-type: none"> 道徳の時間における人権に関する授業の実施 3年生以上の学年では、一人一つの「いじめ撲滅に関する標語」を作成する。人権週間期間に校内掲示する。
染地小	12月2日(火)	8:25～ 8:35	<ul style="list-style-type: none"> いじめをなくそう集会 染地小みんなが仲良くすごせるためにはどうしたらよいか考えよう・寸劇
北ノ台小	12月1日(月) ～ 12月5日(金)	学級活動	<ul style="list-style-type: none"> 「いじめの未然防止」をテーマに話し合い、意見をまとめ標語にする。
	12月8日(月)	8:25～ 8:35	<ul style="list-style-type: none"> 各学級代表が全校児童の前で標語の発表 各学級の標語を廊下に掲示する。
	12月8日(月) ～ 12月19日(金)		
多摩川小	12月1日(月)	8:20～8:35	<ul style="list-style-type: none"> 児童朝会 第21回「子どもたちからの人権メッセージ発表会」で発表した水野さんのメッセージ発表
	12月3日(水)	8:20～8:35	<ul style="list-style-type: none"> 児童集会 各クラスからのいじめ撲滅に向けてのスローガンの発表
	12月8日(月)	8:20～8:35	<ul style="list-style-type: none"> 児童朝会 人権擁護委員の方からの講話
杉森小	12月1日(月)	8:25～ 8:40	<ul style="list-style-type: none"> 全校朝会において、各学級で考えたいじめをなくすための目標や手立てを発表し、全校でいじめについて考える。
飛田給小	12月4日(木)	8:30～ 8:45	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止標語発表集会 各自のいじめ防止標語を各教室前に掲示し、クラスから一点を発表集会で発表する。

柏野小	12月1日(月)	8:25～ 8:35	<ul style="list-style-type: none"> 代表委員会によるいじめ防止の呼びかけ 一人一人が仲良く、楽しく、安心して過ごせる学校生活を送るために、自分たちが友達にできることを発表する。
国領小	12月1日(月) 12月1日(月) ～ 12月5日(金)	8:25～ 8:40	<ul style="list-style-type: none"> 校長講話(人への思いやりについて) 学級活動 いじめについて学級で話し合う。 学校生活アンケートを行い、児童が抱える課題を把握し対応する。
布田小	12月5日(金)	8:25～ 8:40	<ul style="list-style-type: none"> いじめをなくそう全校集会 ふれあい月間で取り組んだ各学級のいじめをなくそうスローガンの発表をする。
調和小	11月中 12月1日(月) ～ 12月5日(金)	学級活動	<ul style="list-style-type: none"> 「いじめのない学級にするためにどんなことができるか」、又は「いじめを見たとき、自分はどうか」について全児童が考え、短冊に書く。各学級から1点よい作品を選び、職員室前に掲示する。 人権週間中に、掲示された作品を全児童が読み、担任がいじめに関する講話をする。
調布中	年間を通じて		<p>道徳・総合・学級活動の時間</p> <ul style="list-style-type: none"> 生徒会「思いやりキャンペーン」における「いじめ防止」の討論会を受けてさまざまな取り組みを行っている。例) 思いやりの木・生徒一人ひとりのやさしい心遣いの発表・掲示 いじめ防止教育プログラムの「いじめに関する授業」の実施
神代中	12月1日(月)	8:30～ 8:45	<ul style="list-style-type: none"> 「生命尊重といじめ防止」に関する校長講話 全校朝礼において、生徒会長から全校生徒に向け「いじめ根絶スローガン」の発表
第三中	12月3日(水)	8:50～ 9:40	<ul style="list-style-type: none"> 道徳の授業 各クラス「人権」をテーマとした授業を行い、授業の後半で、クラスの中でいじめ撲滅についての発表会を行う。
第四中	12月1日(月) ～ 12月5日(金)	8:00～ 8:20	<ul style="list-style-type: none"> ありがとう週間 生徒会があいさつ運動を計画し、「友達をたいせつにしよう」「明るい1日にしよう」「友達なよいところを見つけよう」などの前向きな声かけを行う。

第五中	12月1日(月)	8:30～8:45	<ul style="list-style-type: none"> いじめ撲滅集会 生徒会朝礼時に、生徒会役員が全校生徒へ呼びかけを実施
第六中	12月8日(月)	8:30～8:40	<ul style="list-style-type: none"> 生徒会の取組として いじめ撲滅に対する生徒会長からの呼びかけ
第七中	12月1日(月) ～ 12月5日(金)	朝の時間	<ul style="list-style-type: none"> 「いじめ撲滅週間」と位置付け、生徒会がスローガンを考え、いじめ未然防止活動の実施 各クラス1枚ポスターの掲示 生徒会が主体となって生徒昇降口にあいさつ運動の実施
第八中	12月8日(月)	8:30～8:45	<ul style="list-style-type: none"> 生徒会主催の朝礼で、生徒会長がいじめ撲滅についての話をする。

【多摩川小の取組】



12/3(水)の児童集会で、各学級からいじめ撲滅に向けてのスローガン発表がありました。

代表児童からは、「みんな友達、守ってあげる」、「たすけたい、ゆうきをだして言ってみよう」など、「いじめの傍観者になるのは、やめよう」という力強い発表がありました。



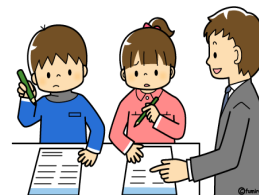
人権教育ニュース

～教員の人権感覚の高揚～

調布市人権教育推進委員会

見直してみましょう『学級経営』

学校では、教師自身が人権意識を常にもつことが大切です。日々の授業や学級経営において、児童・生徒に対する適切な配慮を心掛けましょう。



※チェックして日頃の指導にいかしましょう。

<教師と子供との関わりについて>

『児童・生徒に向かって「お前」と呼んだり暴言や精神的苦痛を与えたりする行為は、体罰と同じように人権侵害に当たる可能性があります。』

児童・生徒を「あだ名」や「呼び捨て」で呼ばず、敬称を付けていますか？

指示に従わなかった時、感情的にならずに冷静に対応していますか？

「一緒に考えてみよう」など、共感的な言葉掛けや指導をしていますか？

<教室環境について>

『一人一人の作品や文集は本人や保護者にとってよき思い出となるものです。人権侵害に当たる表現があってはなりません。誤字脱字を直して掲載することも教師の責務です。』

掲示物は全員分ありますか？

誤字・脱字をそのままにしないよう、掲示物を確認していますか？

プライバシーに関わる学習進度などを掲示せず、序列を生まないよう心掛けていますか？

<発行する文書について>

『発行する文書は、表現によって傷付く人がいないか、誤解を招くことがないか、様々な観点から検討しましょう。写真やイラストへの配慮も必要です。』

体の名称を用いて、物事の不十分さを示すような表現をしていませんか？

女性・障害者・同和問題・外国籍児童、子供の蔑視につながる言葉を使っていませんか？

顔写真が切れていたり身体のイラストが不適切に省略・強調されていたりしていませんか？

<個人情報の管理について>

『校内研究会の資料などで個人が特定できるような記述は、厳に避けるべきです。普段から重要な個人情報を大量に扱っている意識をもち、細心の注意を払いましょう。』

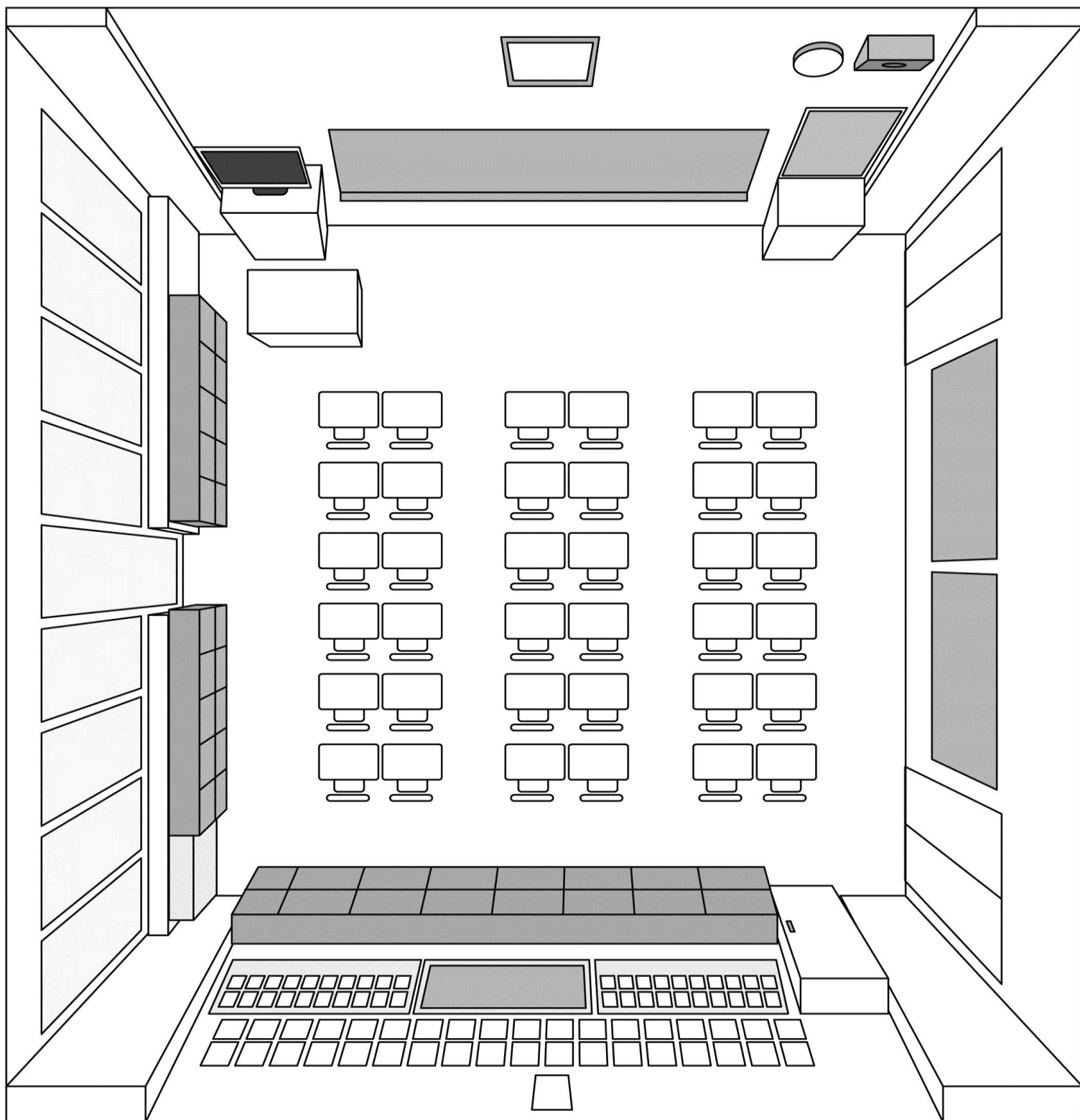
第三者が聞く恐れのあるところで、家庭や学習の話をしないう心掛けていますか？

個人情報が記載された書類などは、鍵のかかる引き出しに保管していますか？

児童・生徒名が載った文書をリサイクル用紙にしないよう配慮していますか？

参考：東京都教育委員会「人権教育プログラム平成26年3月」より

教室俯瞰図





人権教育ニュース

～情報モラルの推進～

調布市人権教育推進委員会

情報モラル教育の推進 =ネット上のいじめから子供を守る=

「ネット上のいじめ」とは



【知らないうちに自分が…】

携帯電話に「死ね」と書かれたメールが送られてきたり、自分が送ってもいないメールについて担任から注意を受けたりした。無視しよう

【勝手に裏サイトに…】

同級生に無理やり写真を撮られ、パソコンに画像が送られてきた。裏サイトにも載せられている可能性

【チェーンメールが来て…】

30分以内に3人に転送しないと不幸になるという内容で、他クラスの生徒の悪口が送られてきた。悪いことは分かっているけど、転送しないと今度

ネットがもつ匿名性と簡易性から、発見と指導が困難であること、子供が簡単に被害者にも加害者にもなってしまうこと、短期間に深刻な状態にいたることなどが特徴です。「ネット上のいじめ」が起因となって、自殺にいたる事件も発生しています。

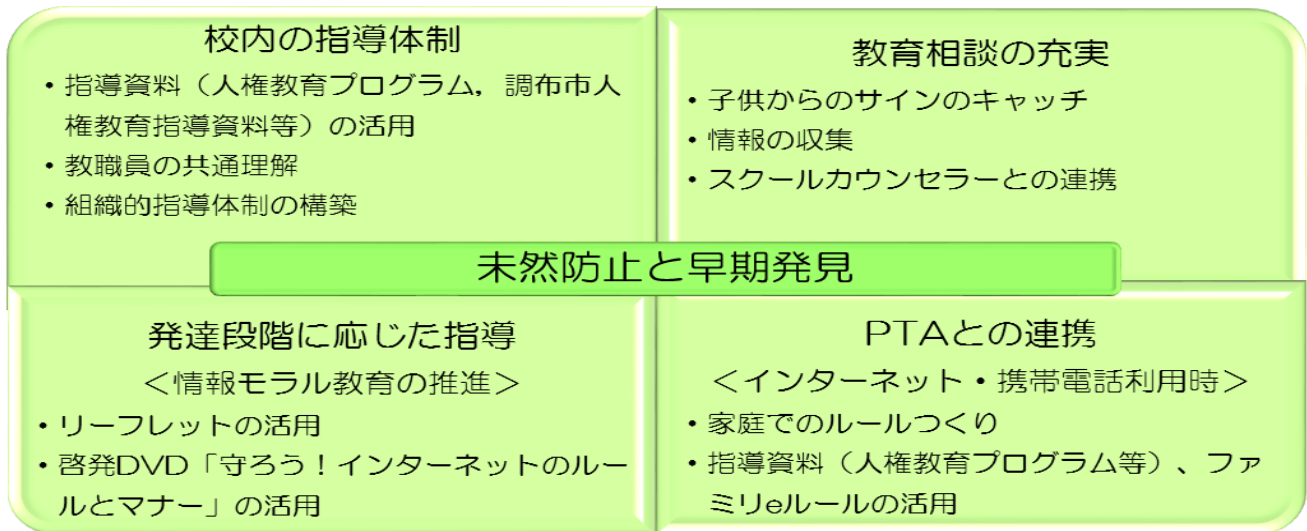
「ネット上のいじめ」の背景

「ネット上のいじめ」の原因・背景は、「いじめ」のそれと何ら変わりはありません。人の攻撃性は、自分を傷つけた相手やもっと弱い別の誰かに向けられたり、自分自身に向けられたりします。他者を攻撃する場合は、自分を守ろうとしたり、一時的な優越感や満足感を得ようとしたりする心が背景にあります。

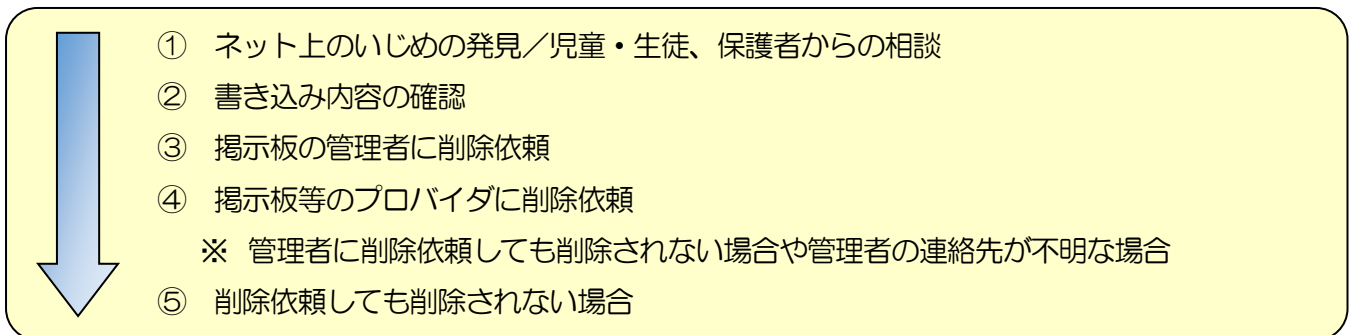
- ①対面では張り合えない相手を攻撃できる。
- ②直接手を下さず、罪の意識を感じにくい。
- ③不特定多数の「仲間」を自分の側につけられる。



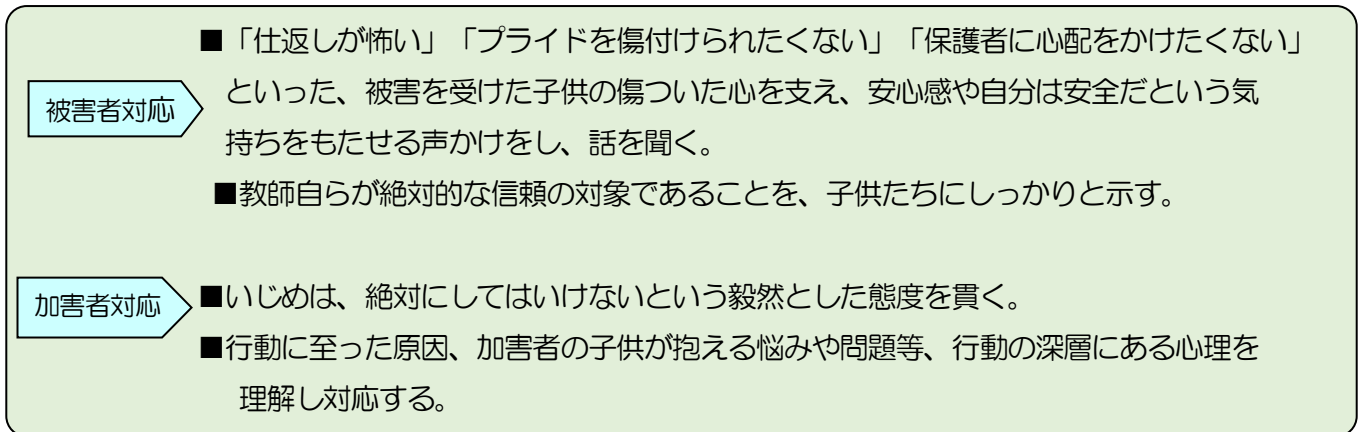
こうした心理を背景にもつことから「ネット上のいじめ」が安易に広がってしまうと考えられます。



学校で「ネット上のいじめ」が発生した場合の対応



対応の配慮事項



いじめ問題に関する相談窓口

○ 東京子どもネット・ケータイヘルプデスク（こたエール） 03-3500-5181
 〈インターネット〉 365日 24時間 <http://www.tokyohelpdesk.jp>

○ 東京都いじめ相談ホットライン 03-5331-8288 24時間

平成24年度インターネット等の適正な利用に関する指導事例集・活用の手引き(平成25年3月)

東京都教育庁指導部より作成

○ 調布市教育相談所 電話相談 042-481-7777 午前9時～午後6時

(参考:平成26年3月 東京都教育委員会「人権教育プログラム(学校教育編)」)



人権教育ニュース

調布市人権教育推進委員会

各学校の人権教育における効果的な取組について

調布市立上ノ原小学校の事例 ～人権尊重教育推進校の取組～

上ノ原小学校は、平成25・26年度東京都教育委員会人権尊重教育推進校として、「わたしも大切、みんなも大切、認め合い」をテーマに人権教育へ取り組みました。その中で「普遍的な視点からの取組」「個別的な視点からの取組」「日常の取組」「学校行事等での取組」「家庭・地域との連携」「教職員の取組」と様々な実践を行いました。その中から今回は、「日常の取組」について紹介します。

「日常の取組」では、規範意識の育成や豊かな人間関係づくり、自尊感情の形成など、人権感覚を育成するための日常的な指導について明示したり、言葉づかいや挨拶など言語環境を整えたりしました。

人権標語



全校児童で人権標語づくりに取り組みました。各学年の代表作品を「人権集会」で発表しました。

人権集会



代表児童の人権標語の発表と、教員による詩（北原白秋「ひとつのことば」等）の朗読を通し、全校で人権尊重の大切さについて考える取組を行いました。



6年生による1年生のお世話



低・中学年では、帰りの会で、クラスメイトが代表の児童の一人を決め、その児童に対して、その日がんばったことなどを褒める「ほめほめシャワー」に毎日取り組みました。

人権啓発交通広告



東京都総務局主催の人権啓発ポスター展に6年生全員で参加しました。選ばれた作品が沿線の私鉄車両に1ヶ月間掲出されました。

ほめほめシャワー



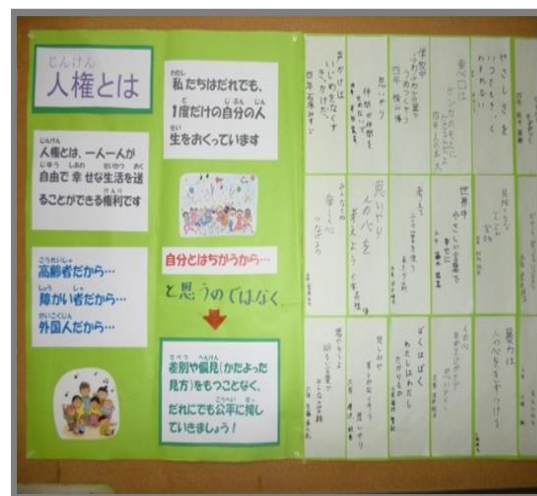
児童・生徒が「人権」について主体的に考える取組

調布市立緑ヶ丘小学校の事例 ～人権標語の作成～

緑ヶ丘小学校では、「調布市立学校人権週間」に、人権標語の作成に取り組んでいます。

本校の12月の生活目標『人権』を大切にしましょう」を受け、児童朝会で校長先生が「人権」についての講話を行います。

そして、各学年の児童の発達段階に応じて、各学級で「人権」に関する授業を行います。その授業において、「『人権』を大切にしていくために自分（たち）にできることは何か」を考え、第3学年以上で人権標語を作成しています。各学級の代表4名分の人権標語を保護者・地域の方にも見ていただけるように、1階昇降口付近に掲示しました。



調布市立調布中学校の事例 ～思いやりキャンペーンの取組～

調布中学校では、生徒会本部が中心となり、総合的な学習の時間等を活用して、「思いやりキャンペーン」を全学年で実施しています。

「思いやりキャンペーン」では、様々なテーマを年度ごとに設定し、思いやりについて考える取組をしています。今年度は、「いじめ」「マナー」「福祉」について生徒一人一人が考え、グループで討論会を行う学習でした。

例えば、生徒が作成した「いじめ」がテーマの漫画を一人一人が読みます。それに対して、まずは自分の考え・主張をもちます。その考え・主張を基に「いじめの原因は何だったのか」というテーマで討論会を行います。

討論会後には、一人一人の感想を「思いやりの木の葉っぱ」としてまとめました。その中には、「いじめの種をつくらない」「自分がいじめをしない」「いじめをしている人がいたら注意する」「一人ぼっちでいたら、その人に話しかける」「いじめを放置しない」といった感想がありました。

いじめ撲滅には、いじめを見て見ぬふりをする傍観者をなくすることが重要と考えます。そのためには、教員からの声かけや指導は大切ですが、生徒自らが主体となって「いじめをなくしていこう」とする意識を醸成させることが大切であると考えます。



討論会の様子



思いやりの木



(1) 教員の人権感覚の高揚

人権感覚とは、日常生活の中で人権上問題のあるような出来事に接した際に、直感的にその出来事はおかしいと思う感性や、日常生活において人権への配慮が態度や行動に現れるような感覚である。教職員は、児童・生徒に直接関わり、指導することでその心身の成長発達を促進し支援するという役割を担っている。したがって、一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという姿勢で指導することが重要である。教職員は、自らの言動が児童・生徒の人権を侵害することにならないよう、常に次のことを意識しておかなければならない。

- ①教職員が人権尊重の理念を十分に理解すること。
- ②教職員が一人一人の児童・生徒の人権を尊重すること。
- ③学校の教育活動を常に検証すること。

日々の授業や学級経営において「教師と子どもとの関わり」「教室環境」「発行文書」「個人情報の管理」などの見直しをして適切な配慮を行うことが必要である。

(2) 情報モラル教育の推進

携帯電話やスマートフォンが子どもたちの間に普及するとともに「ネット上のいじめ」が急速に広がっている。「ネット上のいじめ」の特徴は、

- ①不特定多数の者から絶え間なく誹謗中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなること。
- ②ネットの匿名性から、安易に書き込みが行われることで、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなること。
- ③情報の加工が容易なため悪用されやすく、一度流出した個人情報は回収が困難であり、不特定多数からアクセスされる危険性があること。
- ④子どもの利用状況の確認が難しく、実態の把握と効果的な対策が立てにくいこと。

が挙げられる。

(3) 各学校の人権教育に関わる効果的な取組

12月10日「世界人権デー」に合わせ、今年度、本市では12月1日から5日までを「調布市立学校人権週間」と位置付け、主にいじめ撲滅に特化した取組を全小・中学校で行った。例えば、次のような取組である。

- ・朝会時に、校長先生が人権に関する講話を行う。
- ・道徳や学級活動等の時間に、人権に関する授業を行う。
- ・その授業を基に、児童・生徒自らが、人権について主体的に考え、行動する取組を行う。

人権のことをまずは知り、それを知った上で自分たちがすべきことを考え、行動できる。そのような子どもたちを育てたいと考えている。

「人権教育ニュース No.67」では、小学校では上ノ原小学校、緑ヶ丘小学校、中学校は調布中学校の計3校の人権教育にかかわる取組の紹介を行った。

調布市立学校間で情報を共有し合うことを通して、児童・生徒、そして教員の「人権感覚の高揚」「人権教育の推進」を図っていきたいと考える。

調布市教育委員会「いじめ防止対策基本方針」改訂版

1 調布市教育委員会によるいじめ問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた子どもの心に長く深い傷を残すものであり、いじめはどここの学校でもどの学級にでも起こり得るという認識の下、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。

いじめを「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対処」の4つの段階のポイントがあることを常に念頭に置く。

特に、児童・生徒自らがいじめについて主体的に考え、「いじめを見て見ぬふりをせず、声を上げられる学校づくり」を目指す。

2 いじめ防止対策基本方針策定のための根拠法令等について

- 日本国憲法 ○ 教育基本法 ○ 学校教育法 ○ いじめ防止対策推進法
- 東京都いじめ防止対策推進条例 ○ 東京都いじめ防止対策推進基本方針
- 東京都教育委員会いじめ総合対策 ○ 調布市子ども条例
- 調布市「『子ども 夢 すこやかなまちづくり』～いじめや虐待のないまち宣言～」
- 調布市教育委員会教育目標及び基本方針 ○ 調布市いじめ撲滅の手引き
- 調布市教育委員会いじめ防止対策委員会設置要綱
- 調布市教育委員会いじめ防止連絡協議会設置要領

3 目指す児童・生徒像について

- 上記法令等を踏まえて設定する。

- 個性が認められ、自分らしく生きる子
- 夢と希望をもちながら、いきいきと育つ子
- いじめを「しない」「させない」「許さない」心もち思いやりのある子

4 いじめ防止対策に関する調布市教育委員会の目標について

- 上記法令等を踏まえて設定する。

- 「するを許さず」 いじめを許さない心を育む
- 「されるを責めず」 いじめられている子を責めない心を育む
- 「いじめに第三者なし」 「いじめはいけない」と言える心を育む

5 調布市教育委員会の基本的な取組

(1) 未然防止の基本

- ① 児童・生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事、部活動等に主体的に参加・活躍できる学校づくりの推進を図る。
- ② 校長のリーダーシップの下、いじめ問題に組織的に対応するためのシステムの構築を図る。
- ③ 児童・生徒に「いじめ」について主体的に考える機会を定期的に設け、「いじめは絶対に許されない」ことを自覚する態度の育成を図る。
- ④ いじめ防止対策推進法等で示されている取組を、学校が確実に実行できるようにするため、教職員に対する研修の充実を図る。

調布市教育委員会は、いじめの未然防止のために、下記の事項に取り組む。

- ・ 学校いじめ防止基本方針の全校策定と学校いじめ防止対策委員会の全校設置を図る。
- ・ 学級経営、道徳教育、人権教育等の充実を含めた「いじめ防止対策」年間指導計画の策定を図る。
- ・ 教職員の人権意識の高揚及び授業力の向上、学校の組織的対応力を強化する。
- ・ 「人権週間」、「いのちと心の教育月間」における児童会・生徒会主体の開発的な取組の推進を図る。
- ・ 「あいさつ運動」及び地域に開かれた学校づくりの推進を図る。
- ・ 小学校高学年及び中学校における、弁護士等を活用した法教育を推進する。
- ・ スマートフォン、携帯電話等によるいじめの未然防止を図るための外部機関を活用した情報モラル教育を推進する。
- ・ いじめの根絶について、家庭訪問・学校だより等を活用した家庭・地域に対しての啓発及び協力依頼を図る。
- ・ 生活指導主任会を調布市教育委員会いじめ防止対策連絡協議会と位置付けたいじめ防止の連携・対策強化を図る。

(2) 早期発見の基本

- ① 児童・生徒の日常生活からいじめの萌芽を素早く察知するシステムの構築を図る。
- ② 被害の子ども、周囲の子どもからのいじめ情報の確実な受信ができるようなシステムの構築を図る。

調布市教育委員会は、いじめの早期発見のために下記の事項に取り組む。

- ・ 全教員による校内巡回等を通した子どもの見守りの強化を図る。
- ・ 年間3回のふれあい月間（6，11，2月）における、いじめ実態調査を実施する。
- ・ 小学校第5学年，中学校第1学年の児童・生徒における，スクールカウンセラーによる全員面接を実施する。
- ・ 学校いじめ相談窓口の周知と学校いじめ相談窓口を活用した定期的な子どもとの二者面談を実施する。

- ・ 関係機関との連携による学校非公式サイト等の監視を充実させる。
- ・ いじめに対する学校の取組姿勢を保護者に理解してもらうための啓発資料を活用する。

(3) 早期対応の基本

- ① 学校いじめ対策委員会を核とした対応の充実を図る。
- ② 被害児童・生徒への支援，加害児童・生徒への指導の充実を図る。
- ③ 学校と調布市教育委員会，関係機関との連携を図る。

調布市教育委員会は，学校におけるいじめの早期対応のために，学校と連携して下記の事項に取り組む。

- ・ 生活指導主任会等の「学校における事故・事件報告」の中で，いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。
- ・ 学校いじめ対策委員会の設置及び被害児童・生徒及び加害児童・生徒への適切な対応が図れるよう，学校に対して指導・助言する。
- ・ 必要に応じて法務局又は地方法務局に協力を求めたり，所轄警察署などの専門機関に支援を求めたりする。

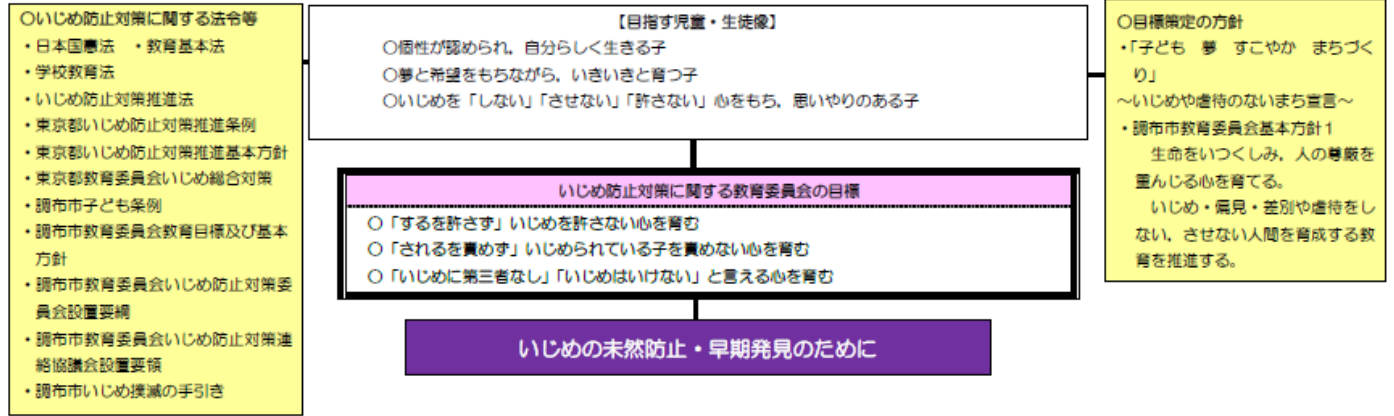
(4) 重大事態への対処の基本

- ① 被害児童・生徒の保護と被害児童・生徒及び保護者に対してのケアを図る。
- ② 加害児童・生徒への懲戒指導を行う。
- ③ 警察や児童相談所等の関係機関との連携を図る。
- ④ 保護者・地域との連携を図る。

調布市教育委員会は，重大事態が起きた場合，教育長を委員長とする調布市教育委員会「いじめ防止対策委員会」を設置し，下記の事項に取り組む。

- ・ 教育委員会への報告を求め，教育委員会が設置する組織との連携・協力を指示する。
- ・ 被害の児童・生徒に対する緊急避難措置を検討し実施するとともに，保護者を含めた心のケアを図るためにスクールカウンセラーを派遣する。
- ・ 加害の児童・生徒への懲戒や出席停止を検討し，実施する。
- ・ 加害の児童・生徒への指導は，警察と連携しながら進めるとともに，緊急保護者会の開催を同時進行に進める。

調布市教育委員会「いじめ防止対策基本方針」改訂版



○教職員の指導力の向上

①いじめに関する研修の実施

- ・教職員に対する校内研修を年3回実施する。
- ・人権教育プログラムや調布市いじめ撲滅の手引き等の資料を活用する。

②人権教育推進委員会の充実

- ・各校の人権教育推進委員を対象とした人権教育推進委員会を年3回実施する。
- ・人権教育ニュースを年3回発行し、全教員に配布する。
- ・人権教育指導啓発資料を年1回発行し、全教員に配布する。

○学校の組織的対応

- ①学校いじめ防止対策基本方針の策定
- ②学校いじめ防止対策委員会の設置
- ③学校いじめ防止対策委員会を支援する学校サポートチームの全校配置
- ④全教職員による情報共有

【未然防止】いじめを生まない、許さない学校づくり

- ① 児童・生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事、部活動等に主体的に参加・活躍できる学校づくりの推進を図る。
- ② 校長のリーダーシップの下、いじめ問題に組織的に対応するためのシステムの構築を図る。
- ③ 児童・生徒に「いじめ」について主体的に考える機会を定期的に設け、「いじめは絶対に許されない」ことを自覚する態度の育成を図る。
- ④ いじめ防止対策推進法等に示されている取組を、学校が確実に実行できるようにするため、教職員に対する研修の充実を図る。

- ・学校いじめ防止基本方針の全校策定と学校いじめ防止対策委員会の全校設置
- ・学級経営、道徳教育、人権教育等の充実を含めた「いじめ防止対策」年間指導計画の策定
- ・教職員の人権意識の高揚及び授業力の向上、学校の組織的対応力の強化
- ・「人権週間」、「いのちと心の教育月間」における児童会・生徒会主体の開発的な取組の推進
- ・「あいさつ運動」及び地域に開かれた学校づくりの推進
- ・小学校高学年及び中学校における、弁護士等を活用した法教育の推進
- ・スマートフォン、携帯電話等によるいじめの未然防止を図るための外部機関を活用した情報モラル教育の推進
- ・いじめの根絶について、家庭訪問・学校より等を活用した家庭・地域に対する啓発及び協力依頼
- ・生活指導主任会を調布市教育委員会いじめ防止対策連絡協議会と位置付けたいじめ防止の連携・対策の強化

【早期発見】いじめを直ちに発見できる学校づくり

- ① 児童・生徒の日常生活から、いじめの萌芽を素早く察知するシステムの構築を図る。
- ② 被害の子どもや周囲の子どもから、いじめ情報を確実に受信できるシステムの構築を図る。

- ・全教員による校内巡回等を通じた子どもの見守りの強化
- ・年間3回のふれあい月間（6、11、2月）における、いじめ実態調査の実施
- ・小学校第5学年、中学校第1学年の児童・生徒における、スクールカウンセラーによる全員面接の実施
- ・学校いじめ相談窓口の周知と学校いじめ相談窓口を活用した定期的な子どもとの二者面談の実施
- ・関係機関との連携による学校非公式サイト等の監視
- ・いじめに対する学校の取組姿勢を保護者に理解してもらうための啓発資料の活用

○目標策定の方針

- ・「子ども 夢 すこやか まちづくり」
- ～いじめや虐待のないまち宣言～
- ・調布市教育委員会基本方針1
- 生命をいつくしみ、人の尊厳を重んじる心を育てる。
- いじめ・偏見・差別や虐待をしない、させない人間を育成する教育を推進する。

○スクールカウンセラーとの連携

- ・部配置・市配置のSCが連携し、学校の教育相談の窓口として活性化を図り、組織的な対応が推進されるよう指導する。

○保護者・地域との連携

- ・学校いじめ防止対策基本方針の策定及びいじめ相談窓口の設置についての周知
- ・スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの紹介
- ・全家庭に、「調布市いじめ撲滅のためのリーフレット」を配布
- ・児童館及び学童クラブ、ユーフオー、CAPS等との連携

***重大事態への対処**

- ①教育委員会への報告を求め、教育委員会が設置する組織との連携・協力を指示する。
- ②被害の子どもに対する緊急避難措置を検討し、実施する。
- ③被害の子ども及び保護者に対して、スクールカウンセラーを派遣する。
- ④加害の子どもへの懲戒や出席停止を検討し、実施する。
- ⑤警察や児童相談所等との連携を実施する。
- ⑥緊急保護者会の開催を学校と協力して行う。

具体的ないじめへの対応（早期対応、重大事態への対処）

生活指導主任会報告内容「B事案」の場合（いじめを認知し、学校で組織的に対応する場合）		
① 実態把握の観点 被害及び加害児童・生徒（場合によっては、第三者の周囲の子）を、個々に集め、どのようないじめの事実があったのか、正確な内容を把握する。	② 指導・支援の基本姿勢 「学校いじめ防止対策委員会」の取組内容を確認し、具体的に「誰が」「いつ」「どのような」対応を行ったかを把握する。	③-1 被害児童・生徒への支援 被害児童・生徒の立場に立って、解決する方策を具体的に確認する。 ③-2 加害児童・生徒の指導 児童・生徒の心情を理解しつつ、毅然とした指導を行い、保護者の協力を求める。

生活指導主任会報告内容「C事案」の場合（教育委員会や関係機関と連携して対応する場合）

- 「調布市教育委員会いじめ防止対策委員会」を設置する。教育長を委員長とし、指導室長、統括指導主事、指導主事、教育相談所、子ども家庭支援センターすこやか等を中心に学校と連携協力し、いじめ解決のための具体的な手立てを講ずる。必要に応じて、調布市顧問弁護士、調布警察署、保護司会、多摩児童相談所等を第三者からの委員として依頼し、問題の早期解決を図る。

年間指導計画												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
指導室事業	○若手教員研修における人権研修 ○調布市いじめ撲滅の手引き 配布					○指導室訪問における人権教育の指導			○「いのちと心の教育」月間 ○「調布市人権週間」			
生活指導	○問題行動調査		○ふれあい月間（6月）		○情報モラル研修		○ふれあい月間（11月）			○ふれあい月間（2月）		
※毎月の生活指導主任会で情報交換・研修 調布警察署少年係・保護司会との連携												
人権教育	○人権教育推進委員会			○年間3回「人権教育ニュース」発行			○人権教育を踏まえた授業研修			○人権教育指導啓発資料の配布		
家庭・地域	○「調布市いじめ撲滅のためのリーフレット」配布					○各中学校区における健全育成に関する地域教育懇談会の実施						

調布市教育委員会いじめ防止対策委員会設置要綱

(設置)

第1条 調布市教育委員会は、いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定に基づき、所管する当該の学校が、次に掲げる事態（以下「重大事態」という）に直面した場合、適正かつ迅速に対処するとともに、重大事態の発生の未然防止に資するため、調布市教育委員会いじめ防止対策委員会（以下「委員会」という）を設置する。

- (1) いじめにより、当該学校に在籍する児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより、当該学校に在籍する児童・生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- (3) その他、児童・生徒や保護者又は学校の設置者等から、いじめにより重大事態に至ったという申し立てがあったとき。
- (4) 生活指導主任会における報告内容（調布市教育委員会「いじめ防止対策基本方針」【改訂版】に定められたC事案）において、学校が教育委員会や関係機関と連携して対応する必要が生じたとき。

(組織)

第2条 委員会は、教育長を委員長とし、指導室長、統括指導主事、指導主事、教育相談所、子ども家庭支援センターすこやか等で構成される委員により組織する。

- 2 必要に応じて、調布市顧問弁護士、調布警察署、保護司会、多摩児童相談所等第三者からの意見を求め、問題の早期解決にあたる。

(所掌事項)

第3条 委員会は、いじめ防止対策推進法第28条第1項及び同条第2項、同条第3項、並びに同法第30条第1項に基づき、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) いじめの事実関係を明らかにするための調査を実施する。
- (2) 当該学校での調査及び解決に向けた取組について、必要な指導及び支援を行う。
- (3) いじめを行った児童・生徒への懲戒や出席停止を検討する。
- (4) 警察や児童相談所等の関係機関との連携を行う。
- (5) いじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対し、当該調査における事実、並びにその他必要な情報を提供する。
- (6) いじめの実態調査結果を教育委員会に報告する。

(重大事態にある当該学校への指導及び支援)

第4条 委員会は、重大事態にある当該学校に対し、次に掲げる事項について、適切かつ迅速な指導及び支援を行う。

- (1) 調布市教育委員会への報告を求め、調布市教育委員会が設置する組織との連携・協力を指示する。
- (2) いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利、その他の権利及び利益が擁護されるよう、学校に対して指導・助言を行う。
- (3) 緊急保護者会の開催を学校と連携して行い、丁寧な説明を行う。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、運営上必要な事項は、別途定める。

(附則) この要領は、平成26年12月1日から施行する。

調布市教育委員会いじめ防止対策連絡協議会設置要領

(設置)

第1条 調布市教育委員会は、いじめ防止対策推進法第14条第1項の規定に基づき、いじめの防止等に関する機関及び団体との連携を図るため、調布市教育委員会いじめ防止対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、調布市立学校校長会・副校長会からの各代表者、指導室担当指導主事、教育相談所担当者、各学校生活指導主任、調布警察署生活安全課少年係係長及びスクールサポーター、その他の関係者（必要に応じて、子ども家庭支援センターすこやか担当者、保護司会代表者等）により構成される調布市小・中生活指導主任会をもって充てる。

2 協議会が必要とするときは、前項以外の関係機関及び関係者からの出席を求めることができる。

(いじめ防止対策連絡協議会における所掌事項)

第3条 いじめ防止対策連絡協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 調布市立学校における、いじめ防止等のための対策に関すること
- (2) いじめ防止等に関する機関及び団体の連携に関すること
- (3) その他、いじめ防止等のための推進に関すること

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか、運営上必要な事項は、別途定める。

(附則) この要領は、平成26年12月1日から施行する。



「いじめ」は ぜったいに いけません！

～いじめをふせぐためにできること～

「いじめ」は、^{としようえ} ともだちや年上の人などから ^{こころ} 心や ^{からだ} 体などを攻撃されてくる ^{こころげき} しいなとかんじるものです。

▽いじめをなくす合言葉

「するをゆるさず」

いじめはともだちの ^{こころ} 心をきずつけます。ぜったいにゆるされないことです。

「されるを責めず」

いじめられた人の ^{こころ} 心の ^{いっしょう} いたみは一 ^{いっしょう} 生きません。

いじめられている人はぜったいに何にもわるくありません。

「いじめはみんなのものだい」

いじめている人やまわりで見て楽しんでいる人、知らんぷりする人みんなが、いじめられている人の ^{こころ} 心をきずつけています。

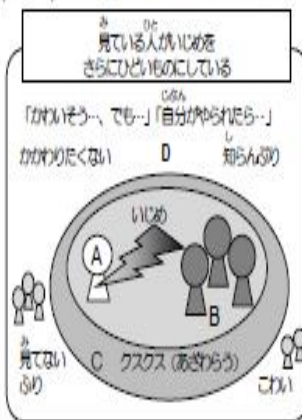
○先生たちは、いじめる子に対して、いじめはぜったいにゆるされないということがわかるように指導を行っています。
○先生たちは、いじめられる子たちをいっしょうけんめい ^{ぜんりのよく} 全力で守ります。

▽いじめはともだちをくるしめる

なかまはずしや、ほうりよく、いやがることをする(させる)ことは、ともだちなどの ^{こころ} 心や ^{からだ} 体をきずつけます。

- A: いじめられている子ども (主に一人)
- B: いじめている子ども (主に数人)
- C: 手出しはしないけど、見て楽しんでいる子ども
- D: 「かわかりたくない」「仕返しにこわい」とおも
うから、見てないふりをする子ども

CやDの子がいじめをさらにひどいものにして
ています。いじめはみんなのものだいです。



○みんなで考えよう



「いじめ」は、^か 人としてぜったいにしてはいけない
ことです。

「いじめ」を受けた人の ^{こころ} 心のきずは、^う ずっときえません。
みなさんは、「いじめ」をぜったいにしないようにしましょう。

そして、ぜったいにゆるさない ^{きもち} 気持ちをもちましょう。
いじめについてともだちやクラスの ^{なかま} なかまと ^{かた} 話し合ひましょう。

いじめられている人へ

くるしいなとかんじたときは、^{かぞく} 家族や ^{せんせい} 先生にお話しましう。
必ずだれかがたすけてくれます。あなたは一人ではありません。

いじめている人へ

いじめのはじまりは、「このくらいいじょうぶだろう」という ^{きもち} 気持ちです。

ともだちをきずつけていませんか、自分の行っていることをふり返
ってみましょう。

いじめられているともだちは、^あ ぶかくなるしんでいます。
心のいたみはずっとのこります。「いじめ」はぜったいにいけません。

まわりの人たちへ

いじめを見ていて、^{いや} いやな気持ちになりませんか。
あなたの「やめようよ。」の一言が、ともだちをえがおにします。

また、^{せんせい} 先生や ^{おや} お家の ^{ひと} 人など ^{あとな} 大人の ^{ちから} 力に ^{たよ} によることも ^{ゆうき} 勇気ある ^{いっ} 一歩です。

保護者のみなさま

(様子をよく観察してください)

朝目醒から、子供の様子をよく観察してください。「いじめ」については、保護者のみなさまには気づきにくいことが多いです。「いじめ発見のポイント」にあるように、お子様が発するサインに気付けるよう、注意深く見守ってください。

(まずは話を聞いてください)

お子様が話し始めたら、まずは自分の意見をさまたず最後まで話を聞いてください。じっくり聴いてから、「必ずあなたを守る」という気持ちを持ってください。

(学校に相談してください)

学校では、担任はもちろん、校長、副校長、養護教諭、スクールカウンセラーなどが連携して対応します。「先生だけじゃそうだから」などの気遣いする必要はまったくありません。子供の命が第一優先です。

(その他の相談機関)

学校に相談しにくいときは、様々な相談窓口があります。右下に掲載した相談機関に御相談ください。

いじめ発見には家庭の協力が必要です。

いじめのサインは見えにくく、深刻な状況に至るまで周囲の人たちが気が付かない事態も起こり得ます。いじめ発見のきっかけは「文部科学省印刷製本局」によると「保護者からの訴え」によるものが多数あることが分かっています。いじめの早期発見のためには、保護者との連携が必要です。いつもと違う様子が少しでも見受けられたら是非学校や相談機関等に相談していただきますよう、お願いいたします。

ネット上のいじめ

○ネット上のいじめとは、携帯電話やパソコン等を通じて、インターネット上のウェブサイトの掲示板などに、特定の子供の悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うものです。「ネット上のいじめ」から子供を守るためには、個別学習会や会館などの地域のルールを作ったり、必ずフィルタリングの設定をしたりするなど、保護者の管理が必要です。(平成21年度から「法律」により児童がフィルタリングの提供などが義務づけられています。)

○学校の学習の場であり、携帯電話などの学習に必要ない物は持ち込まないことが基本です。子供の携帯電話は保護者の管理下にあるものです。ネット上のいじめを発見したら、書き込みの内容を確認し、掲示板のアドレスを記録し書き込みの内容を保存してください。

相談機関については掲示板の管理者またはプロバイダに削除依頼をするようにしてください。詳しくは、学校または教育委員会等に御相談ください。

いじめの悪化は、悪質です。解決するには、学校・家庭・地域社会が緊密な連携を図っていくことが重要です。

こんないじめを聞いたことはありませんか？

- ・あの子も悪いから、いじめられても仕方ない。いじめられる方に問題があるんだよ。
- ・インターネットの掲示板に匿名で悪口を書いた。顔が見えないから、相手の気持ちを考えなかった。
- ・おもしろそうだから笑ってしまった。

いじめをなくしていきましょう。

- ・いじめはどんな理由があっても決して許されない人権問題です。
- ・「悪いことは悪い」と言い合える勇気を持っていきましょう。いつでも話し合える勇気を作りましょう。
- ・いじめられている人から、声をかけたり相談したりしていきましょう。

いじめ防止のためには、早期発見と早期対応が重要です。家庭や地域社会においても子供たちの豊かな学校生活を願って、是非、ご協力ください。

いじめ発見のポイント

子供たちが発する次のサインに気付いたら、各学校にご相談ください。

1 家庭や地域での表情・態度

- あいさつしても返さない
- 笑顔がなくなっている
- ぼんやりしていることが多い
- 視線をそらし、合わそうとしない
- わざとらしくはしゃいでいる
- 表情がさえず、らささ込んで元気がない
- 周りの様子を気にし、おそおそとしている
- 感情の起伏が激しい
- いつも一人ぼっちである

2 身体・服装

- 体に原因が不明の傷などがある
- けがの原因をいまいちにする
- 顔色が悪く、活気がない
- 登校時に、体の不調を訴える
- 寝不足等が顕著になっている
- ポケットが壊れている、ポケットが膨らみたりしている
- シャツやズボンが汚れたり、破れたりしている
- 服に跡の線がついている

3 持ち物・金銭

- かばんや鞆等が壊れる
- ノートや教科書に悪書きがある
- 靴や上履きが壊れたり、いたまらされたりする
- 必要以上の現金を持っている
- なくした、落としたりなどと言うことが多い

4 言葉・行動

- 他の子供から、言葉がけを全くされていない
- いつもぼつんと一人であったり、泣いていたりする
- 登校を渋ったり、登校前が急に多くなったりする
- 家から品物を持ち出す

5 遊び・友人関係

- 友達から不快に思う噂り方をされている
- 付き合う友達が急に変わったり、教師が友達のことを聞くと嫌がる
- 友達から羨まされたりおやかされたりする
- 特定のグループと共に行動を共にする
- プロレスごっこ等いつも参加させられている
- よくけんがけんこる
- 他の人の持ち物を隠されたり、使ったりせられたりする

6 教師との関係

- 教師の顔を怖がる
- 教師とかがわろうとしない、逃げようとする

いじめに限らず、お子さまについての相談には、様々な窓口があります。是非、ご相談ください。

○国分市 教育相談所	☎ 042-481-7633	いじめ相談ホットライン (24時間対応)
○東京都教育相談センター	☎ 03-5800-8008	03-5800-8288
○24時間いじめ相談ダイヤル	☎ 0570-0-78310	
○東京児童虐待相談センター	☎ 03-3202-4152	
○子供の権利センター	☎ 0120-874-374	
○警視庁少年相談課＜ヤングテレホンコーナー＞	☎ 03-3580-4970	
○東京都立小児総合医療センター	☎ 042-312-8119	
○東京都立中央総合児童発達センター	☎ 03-3302-7711	
○東京都立精神発達センター	☎ 03-3842-0946	
○東京都立多摩総合児童発達センター	☎ 042-371-5560	
○都府庁舎	☎ 03-5320-7725	
○各学校のいじめ相談窓口		



「いじめ」は絶対に許されない!

～いじめ防止のためにできること～

「いじめ」は、友達や先輩などから心や体などを攻撃されて苦しいと感じるものです。

▽いじめ撲滅大原則

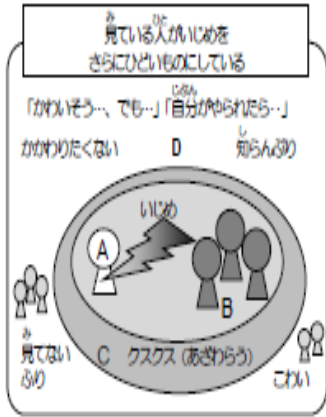
- 「するを許さず」
いじめは友達の心を傷つけます。絶対に許されるものではありません。
- 「されるを責めず」
いじめられた人は、深い苦しみを味わい、心の痛みは一生消えません。
いじめられている人は何にも悪くありません。
- 「いじめに第三者なし」
いじている人はもちろん、はやしたてている人や知らんぷりする人もいじめられている人の心を傷つけるのです。

○先生たちは、いじめる児童に対して、「いじめは絶対に許されない」ということがわかるように指導を行います。

○先生たちは、いじめられる児童たちを救済して、全力で守ります。

▽いじめは基本的人権の侵害

- 仲間はずし、暴力、いやがることをする(させる)ことは、友達などの心や体を傷つけます。
- A: いじめられている児童(主に一人)
 - B: いじめている児童(複数が多い)
 - C: 笑顔に手出しはしないが、見てはやし立てる児童
 - D: 「かわりたくない」「仕返しはこれ」などの理由から、見て見ぬふりする児童
- CやDの立場の児童がいじめをさらにひどいものにしていきます。いじめはみんなの問題です。



○みんなで考えよう

「いじめ」は、人間として絶対にしてはいけないことです。
「いじめ」を受けた人は深く傷つき、その傷は一生消えません。

みなさんは、「いじめ」を絶対にしないようにするとともに、許さない気持ちを持つことが大切です。

学校生活全体で「いじめは絶対に許されない」という意識を持って、自分たちでいじめを許さない雰囲気を作りましょう。

「いじめ」について各学級会・児童会で話し合しましょう。



いじめられる人へ

つらいときや苦しいときは一人で悩まず、家族や先生、周りの人に相談しましょう。

必ず誰かが助けてくれます。あなたは一人ではありません。

いじめている人へ

いじめのはじまりは、「このくらい大丈夫だろう」という気持ちです。いじめていると気付いている人、いじめているかもしれないと思っている人、自分の行っていることを振り返ってみましょう。

心の痛みは一生残ります。「いじめ」は絶対に許されないことです。

見て見ぬふりをする人へ

いじめを見ていて、いやな気持ちになりませんか。

あなたの「やめようよ。」の一言が、一人の人生を変えます。

また、先生やお家の人など大人の力に頼ることも勇気ある一歩です。

保護者のみなさま

(様子をよく観察してください)

常口頃から、子供の様子をよく観察してください。「いじめ」については、保護者のみなさまには懸しづらいことが多いです。「いじめ発見のポイント」にあるように、お子様が発するサインに気付けるよう、注意深く見守ってください。

(まずは話を聞いてください)

お子様が話し始めたら、まずは自分の意見をほさず最後まで話を聞いてください。じっくり聞いてから、「必ずあなたを守る」という気持ちを持ってください。

(学校に相談してください)

学校では、担任はもちろん、校長、副校長、養護教諭、スクールカウンセラーなどが優先して対応します。「先生に打ちしそだから」などの気分を悪くする必要はまったくありません。子供の命が第一優先です。

(その他の相談機関)

学校に相談しにくいときは、様々な相談窓口があります。右下に掲載した相談機関に御相談ください。

いじめの発見には家庭の協力が必要です。

いじめのサインは見えにくく、深刻な状態に至るまで周囲の人たちが気が付かない事態も起こり得ます。いじめの発見のきっかけは「文部科学省御用行調査」によると「保護者からの訴え」によるものが多数あることが分かっています。いじめの早期発見のためには、保護者との連携が重要です。いつもと違う様子が少しでも見受けられたら是非学校や相談機関等に相談していただきますよう、お願いいたします。

ネット上のいじめ

〇ネット上のいじめとは、携帯電話やパソコン等を通じて、インターネット上のウェブサイトの掲示板などに、特定の子供の悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、メールを送ったりする方法により、いじめを行うものです。「ネット上のいじめ」から子供をまもるためには、使用時間や金額などの家庭のルールを作ったり、必ずフィルタリングの設定をしたりするなど、保護者の管理が必要です。(平成21年度から「法典」により関係者にフィルタリングの提供などが義務づけられています。)

〇学校は学習の場であり、携帯電話などの学習に不必要な物は持ち込まないことが基本です。子供の携帯電話は保護者の管理下にあるものです。ネット上のいじめを発見したら、書き込みの内容を確認し、掲示板のアドレスを記録し書き込み内容を保存してください。削除依頼については掲示板の管理者またはプロバイダに削除依頼をするようにしてください。詳しくは、学校または都府県教育委員会に御相談ください。

いじめの被害は、深刻です。察知するには、学校・家庭・地域社会が緊密な連携を築いていくことが重要です。

こないじめを聞いたことはありませんか？

- ・あの子も悪いから、いじめられても仕方ない。いじめられる方が悪いんだよ。
- ・インターネットの掲示板に遊び半分で悪口の悪口を書きました。気が見えないから、相手の気持ちを考えなかった。
- ・おもしろそうだから笑ってしまった。

いじめをなくしていきましょう。

- ・いじめはどんな理由があっても決して許されない行為です。
- ・「悪いことは悪い」と言い合える勇気をつくっていきましょう。いつでも話し合える勇気をつくっていきましょう。
- ・いじめられている人がいたら、声をかけたたり相談したりしていきましょう。

いじめ防止のためには、早期発見と早期対応が重要です。学校や地域社会においても子供たちの豊かな学び生活を願って、是非、ご協力ください。

いじめ発見のポイント 子供たちが発する次のサインに気付いたら、各学校にご相談ください

- | | |
|---|---|
| <p>1 家庭や地域での表情・態度</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> あいさつしても返さない。 <input type="checkbox"/> 笑顔がなくなっている。 <input type="checkbox"/> ぼんやりとしていることが多い。 <input type="checkbox"/> 視線をそらし、合わそうとしない。 <input type="checkbox"/> わざとらしくはしゃいでいる。 <input type="checkbox"/> 表情がさえず、ふさぎ込んで元気がない。 <input type="checkbox"/> 周りの様子を気にし、おそおそとしている。 <input type="checkbox"/> 感情の起伏が激しい。 <input type="checkbox"/> いつも一人ぼっちである。 <p>2 身体・服装</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 体に原因が不明の傷などがある。 <input type="checkbox"/> けがの痕跡をいまいにする。 <input type="checkbox"/> 顔色が悪く、活気がない。 <input type="checkbox"/> 登校時に、体の不調を訴える。 <input type="checkbox"/> 寝不足等で寝がたがくんでいる。 <input type="checkbox"/> ボタンが壊れていたり、ポケットが壊れていたりしている。 <input type="checkbox"/> シャツやズボンが穿れたり、破れたりしている。 <input type="checkbox"/> 履に糸が絡みついている。 <p>3 持ち物・金銭</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> がばんや筆箱等が壊される。 <input type="checkbox"/> ノートや教科書に書き込みがある。 <input type="checkbox"/> 靴や上履きが壊されたり、いたずらされたりする。 <input type="checkbox"/> 必要以上のお金を持っている。 <input type="checkbox"/> なくした、盗られたなどと言うことが多い。 | <p>4 言葉・行動</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 他の子供から、言葉がけを全くされていない。 <input type="checkbox"/> いつもぼつんと一人でいたり、遊んでいたりする。 <input type="checkbox"/> 登校を渋ったり、登校が億が多くなったりする。 <input type="checkbox"/> 家から食品を持ち出す。 <p>5 遊び・友人関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 友達から不快に思う呼び方をされている。 <input type="checkbox"/> 付き合う友達が急に変わったり、教師が友達のことを聞くと嫌がる。 <input type="checkbox"/> 友達から笑われたり冷やかされたりする。 <input type="checkbox"/> 特定のグループと常に行動を共にする。 <input type="checkbox"/> プロレスごっこ等にいつも参加させられている。 <input type="checkbox"/> よくけんがめ起こる。 <input type="checkbox"/> 他人の持ち物を勝手にせられたり、使ったりさせられたりする。 <p>6 教師との関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 教師の話をしなくなると。 <input type="checkbox"/> 教師とかがわろうとしない、遊ぼうとする。 |
|---|---|

いじめに限らず、お子さまについての相談には、様々な窓口があります。是非、ご相談ください。

- | | | |
|------------------------|----------------|--------------|
| 〇横浜市 教育相談所 | ☎ 042-481-7633 | いじめ相談ホットライン |
| 〇東京都教育相談センター | ☎ 03-5800-8008 | (24時間対応) |
| 〇24時間 いじめ相談ダイヤル | ☎ 0570-0-78310 | 03-5800-8288 |
| 〇東京都児童相談センター | ☎ 03-3202-4152 | |
| 〇子供の権利センター | ☎ 0120-874-374 | |
| 〇警視庁少年相談課<ヤングテレホンコーナー> | ☎ 03-3580-4970 | |
| 〇東京都立川児童相談センター | ☎ 042-312-8119 | |
| 〇東京都立中央総合福祉保健福祉センター | ☎ 03-3302-7711 | |
| 〇東京都立豊島区福祉保健福祉センター | ☎ 03-3842-0946 | |
| 〇東京都立多摩区総合福祉保健福祉センター | ☎ 042-371-5560 | |
| 〇都民の声 | ☎ 03-5320-7725 | |
| 〇各学校のいじめ相談窓口 | | |



「いじめ」は絶対に許されない人権侵害！

～いじめ撲滅のためにできること～

「いじめ」は、当該生徒が、一定の人的関係のあるものから、心理的、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、心身の苦痛を感じているものです。

(いじめ防止対策推進法より)

▽いじめ撲滅大原則

「するを許さず」

いじめは友達を傷つける、人間としてひれつて、はずかしい行為です。絶対に許されるものではありません。

「されるを責めず」

いじめられた人は深い苦しみを味わい、心の痛みは一生消えません。いじめられている人に非はありません。

「いじめに第三者なし」

いじめている人ももちろん、はやしたてている人や知らんぷりする人もいじめられている人の心を傷つけるのです。

学校では、「いじめは、どの学校にも、どの学年にも、どの生徒にも起こりうるものである」という基本的認識に立って、以下の点について重点的に取り組んでいます。

- 先生たちは、いじめる生徒に対して、「いじめは人間として絶対に許されない」という認識を徹底させる適切な指導を行っています。
- 先生たちは、いじめられる生徒たちを徹底して、全力で守ります。

▽いじめは基本的人権の侵害

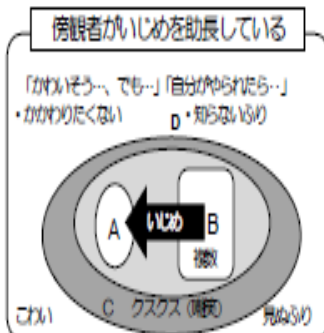
一般に、いじめには、以下のような構造があるとされています。

仲間はずし、身体への攻撃、いやがることをする（させる）など、一定の人間関係のある者が、心理的、物理的な攻撃を加え、相手に精神的な苦痛を与えることがいじめです。

いじめは、人間の尊厳を傷つける重大な人権問題です。

A：いじめられている生徒（主に一人）
 B：いじめている生徒（複数が多い）
 C：突然に手出しはしないが、見てはよし立てる生徒
 D：「かわかりたくない」「仕返しがかたい」などの理由から、見て見ぬふりする生徒

CやDの立場の生徒がいじめを助長しています。この立場の生徒もいじめに加担しているという自覚をもつことが大切です。



○いじめを考える



○「いじめ」は、人間として、絶対にしてはいけないことです。「いじめ」を受けた人は深く傷つき、その傷は一生消えません。

○みなさんは、「いじめ」という、人間としてひれつてはずかしい行為を絶対にしないようにするとともに、許さない気持ちをもつことが大切です。

○学校生活全体で「いじめは絶対に許されない」との認識に立って、自分たちでいじめを許さない雰囲気を作り出すことが重要です。

各学級・学年・生徒会活動・部活動等がいじめ問題根絶の話し合い等をぜひ行ってください。

いじめられている人へ

つらいときや苦しいときは一人で悩まず、家族や先生、友達、周りの人に相談しましょう。必ず誰かが助けてくれます。

あなたは一人ではありません。

勇気ある一歩が解決につながります。

いじめている人へ

いじめのはじまりは、「このくらい大丈夫だろう」という気持ちです。いじめていると気付いている人、いじめているかもしれないと思っている人、自分の行っていることを振り返ってみましょう。

心の痛みは一生残ります。

「いじめ」は絶対に許されない行為です。

見て見ぬふりする人へ

いじめを見ていて、いやな気持ちになりませんか。あなたの「やめようよ。」の一言が、一人の人生を変えます。また、先生や家族など大人の力に頼ることも勇気ある一歩です。

保護者のみなさま

(様子をよく観察してください)

常日頃から、子供の様子をよく観察してください。「いじめ」については、保護者のみなさまには気づくことが多いためです。「いじめ発見のポイント」にあるように、お子様が発するサインに気付くよう、注意深く見守ってください。

(まずは話を聞いてください)

お子様が話し始めたら、まずは自分の意見を話さず最後まで話を聞いてください。じっくり聞いてから、「必ずあなたを守る」という気持ちで伝えてください。

(学校に相談してください)

学校では、担任はもちろん、校長、副校長、養護教諭、スクールカウンセラーなどが優先して対応します。「先生たちだしそうだから」などの気遣いをまったくありません。子供の命が第一優先です。

(その他の相談機関)

学校に相談しにくいときは、様々な相談窓口があります。右下に掲載した相談機関に御相談ください。

いじめの発見には家庭の協力が必要です。

いじめのサインは見えにくく、深刻な状態に至るまで周囲の人たちが気が付かない事態も起こります。いじめの発見のきっかけは「文部科学省の行動指針」によると「保護者からの訴え」によるものが多いためです。いじめの早期発見のためには、保護者との連携が重要です。いつもと違う様子が少しでも発覚したら是非学校や相談機関等に相談していただきますよう、お願いいたします。

ネット上のいじめ

ネット上のいじめとは、携帯電話やパソコン等を通じて、インターネット上のウェブサイトの掲示などにより、特定の子供の悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、メールを送ったりする方法により、いじめを行うものです。「ネット上のいじめ」から子供を守るためには、個人情報や金額などの適切なルールを作ったり、必ずフィルタリングの設定をしたりするなど、保護者の管理が必要です。(平成21年度から「法策」により関係業者がフィルタリングの提供などが義務づけられています。)

学校は学習の場であり、携帯電話などの学習に不必要な物は持ち込まないことが基本です。子供の携帯電話は保護者の管理下にあるものです。ネット上のいじめを発見したら、書き込みの内容を確認し、掲示板のアドレスを確認し書き込み内容を削除してください。

削除依頼については掲示板の管理者またはプロバイダに削除依頼をするようにしてください。詳しくは、学校または区市警視庁等に御相談ください。

いじめの被害は、誰様です。解決するには、学校・家庭・地域社会が緊密な連携を築いていくことが重要です。

こんないじめを聞いたことはありませんか？

- ・おのれも悪いから、いじめられても仕方ない。いじめられる方に理があるんだよ。
- ・インターネットの掲示欄にだいたい半分が友達の名前を書いた。誰か見えないから、相手の気持ちを考えなかった。
- ・おもしろそうだから笑ってしまった。

いじめをなくしていきましょう。

- ・いじめはどんな理由があっても決して許されない人権問題です。
- ・「悪いことは悪い」と言い合える勇気をつくっていきましょう。いつでも話し合える勇気をつくっていきましょう。
- ・いじめられている人がいたら、声をかけたり相談したりしていきましょう。

いじめ防止のためには、早期発見と早期対応が重要です。家庭や地域社会においても子供たちの豊かな学校生活を願って、是非、ご協力ください。

いじめ発見のポイント 子供たちが発する次のサインに気付いたら、各学校にご相談ください。

1 家庭や地域での表情・態度

- あいさつしても返さない。
- 笑顔がなくなっている。
- ぼんやりしていることが多い。
- 視線をそらし、合わせようとしない。
- わざとらしくはしゃいでいる。
- 表情がさえず、ふさぎ込んで元気がない。
- 周りの様子を気にし、おそおそとしている。
- 感情の起伏が激しい。
- いつも一人ぼっちである。

2 身体・服装

- 体に傷やけがの痕などがある。
- けがの痕を隠している。
- 顔色が悪く、活気がない。
- 登校時に、体の不調を訴える。
- 寒不足等で服がぬれている。
- ボタンが壊れていたり、ポケットが壊れたりしている。
- シャツやズボンが穿れたり、破れたりしている。
- 服に跡が残っている。

3 持ち物・金銭

- かねばや所持物が奪われる。
- ノートや教科書に書き込みがある。
- 靴や上履きが壊されたり、いたずらされたりする。
- 必要以上のお金を持っている。
- なくした、盗まれたなどと言うことが多い。

4 言葉・行動

- 他の子供から、言葉がけを全くされていない。
- いつもぼつんと一人でいたり、泣いていたりする。
- 登校を泣いたり、忘れ物が急に多くなったりする。
- 家から金品を持ち出す。

5 遊び・友人関係

- 友達から不仲に遊ぶ呼方をされている。
- 付き合う友達が急に変わったり、寂しがったりする。
- 友達から褒められたりお叱りを受けたりする。
- 特定のグループと常に行動を共にする。
- プロレスごっこ等いつも参加させられている。
- よくけんが危い。
- 他人の持ち物を持たせられたり、悪い行いをさせられたりする。

6 教師との関係

- 教師の顔を怖がる。
- 教師とかがわろうとしない、遊ぼうとする。

いじめに限らず、お子さまについての相談には、様々な窓口があります。是非、ご相談ください。

	☎	いじめ相談ホットライン
○区市 教育相談所	042-481-7633	(24時間対応)
○東京都教育相談センター	03-5800-8008	03-5800-8288
○24時間いじめ相談ダイヤル	0570-0-78310	
○東京都児童相談センター	03-3202-4152	
○子供の権利センター	0120-874-374	
○警視庁少年相談係(ヤングテレホンコーナー)	03-3580-4970	
○東京都立小児総合医療センター	042-312-8119	
○東京都立中野区総合福祉センター	03-3302-7711	
○東京都立福祉保健センター	03-3842-0946	
○東京都立多摩区総合福祉センター	042-371-5560	
○都民の声	03-5320-7725	
○各学校のいじめ相談窓口		

IV おわりに

調布市人権教育推進委員会
副委員長 江原 幸一
(調布市立第一小学校校長)
副委員長 辻 久恵
(調布市立第三小学校校長)

今年度も児童・生徒の人権が奪われ、尊い人命が失われる事件が全国的にいくつも起こりました。その中でも特に痛ましいものとして、平成 26 年 7 月 30 日に東京都西東京市の中学 2 年の男子生徒が、継父の虐待で自殺に追い込まれた事件がありました。報道によれば、6 月ごろ継父から「息がくさいから、自分と話す時はマスクをしろ」と命令されたり、7 月 29 日には「24 時間以内に首でもつって死んでくれ」と言われたりして、この男子生徒は翌日、自宅で首をつって自殺したというものです。著しい人権侵害であると感じます。また、欠席を続けていたときの学校側の対応も話題となりました。

学校では現在、いじめの撲滅や不登校の未然防止、体罰の根絶など児童・生徒の人権を守るための取組に力を入れています。児童・生徒はもとより、すべての教職員が人権尊重の精神を正しく身に付け、人権感覚をしっかりともち、養う必要があります。

学校において取り組む人権課題には、女性・子供・高齢者・障害者・同和問題・アイヌの人々・外国人・H I V 感染者・犯罪被害者やその家族、その他の人権課題など様々にあります。すべての教職員が人権感覚を磨き、教育活動全体を通して組織的・計画的に推進していくことが大切です。

調布市人権教育推進委員会では、調布市の小・中学校の人権教育に関わる課題を明らかにし、その対応を協議するとともに授業研究を行い、人権教育ニュースや人権教育指導資料を作成し、人権教育の普及と啓発を推進してきました。

調布市の小・中学校においては、児童・生徒が様々な人権課題について学び、自らの権利と義務、自由と責任についての理解と認識を深め、他者の人権を尊重し、人権尊重の精神を生活の中に活かしていくことができるよう、本指導資料の積極的な活用をお願いいたします。

平成26年度 人権教育推進委員会委員名簿

【幹事会】

委員長	調布市立第四中学校	校長	藤倉 正道
副委員長	調布市立第一小学校	校長	江原 幸一
副委員長	調布市立第三小学校	校長	辻 久恵
担当副校長	調布市立上ノ原小学校	副校長	小川 孝裕
担当副校長	調布市立第三中学校	副校長	藤江 理
担当主幹教諭	調布市立第一小学校	主幹教諭	大貫 修
担当主幹教諭	調布市立緑ヶ丘小学校	主幹教諭	滋野 卓也
担当主幹教諭	調布市立第五中学校	主幹教諭	加藤 祐志

【推進委員】

第一小	今井 典子	第二小	野島 祐子	第三小	清水佳代子
八雲台小	小野 英樹	富士見台小	島田 美雪	滝坂小	小陽 聖華
深大寺小	青沼 敬子	上ノ原小	榎 あんな	石原小	平山 浩美
若葉小	樋口 理恵	緑ヶ丘小	滋野 卓也	染地小	坪谷 知行
北ノ台小	岩瀬 直子	多摩川小	濱田 早苗	杉森小	松崎寿美子
飛田給小	國廣 淨和	柏野小	篠塚 順子	国領小	坪松 妙子
布田小	知久 伸臣	調和小	眞田 礼子	調布中	名取 綾子
神代中	斉藤 昭徳	第三中	浅倉 綾	第四中	田中 桂子
第五中	横川 涉	第六中	五十嵐 隆	第七中	高津 勝也
第八中	高橋友紀子				

【調布市教育委員会指導室】

指導室長	村木 尚生
統括指導主事	秋國 光宏
指導主事	江原 光紀
指導主事	鈴木 達彦
指導主事	浅野 周子

登録番号 (刊行物番号)

2014-179

平成26年度 人権教育指導資料

「人権教育の推進と啓発」

自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる児童・生徒の育成

～人権課題「子供」への取組～

平成27年3月発行

発行 調布市教育委員会 指導室
〒182-0026 東京都調布市小島町2-36-1
電話 (042)481-7479

印刷 庁内印刷